

■ 特 集

- ◆ 2017 年全人代を控える中国の現状と展望
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国投資銀行部
中国ビジネスソリューション室 1

■ 経 済

- ◆ 見落としてはならない中国経済の二面性
～構造問題を抱える国有企業をよそに民間企業が見せるダイナミズム～
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 7

■ 産 業

- ◆ 中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための 3 つの切り口～
三菱東京 UFJ 銀行 戦略調査部 香港駐在 13

■ 人民元レポート

- ◆ 中国人民銀行の昨年来の金融政策運営について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 19

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：税関特別監督管理区域の企業への増値税一般納税人資格付与に関する
パイロットプログラム
KPMG 中国 22

- ◆ 法務：中国企業との技術提携の留意点
金杜法律事務所 26

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「2017年全人代を控える中国の現状と展望」

◇毎年3月の全人代は、国務院（内閣）の前年の施政報告、当年の施政方針、重点とする取り組みの報告を審議、全人代の承認を経て新年度の政府活動が本格的にスタートする。毎年12月に共産党と国務院が共同で開催する中央経済工作会議は、翌年の経済政策運営方針を大筋で決定するもので、全人代の方向性を見定める重要な手掛かりとなる。

◇昨年の中経工作会議では、2017年は「安定のもとに前進（稳中求進）」を総基調に、2016年に始まった「サプライサイド構造改革」深化の年と位置づけられ、財政政策については従来の「積極的」に加えて「有効に」実施するとされ、金融政策については従来の「穏健」に「中立」の文字が加わり、引き締め方向へのシフトが示唆された。

◇2017年の経済運営は「緩やかな減速基調となっても債務リスクをしっかりとコントロールしつつ構造調整で相応の進展と成果をあげる」ことが基本線となろう。①「L字型景気」を維持し、②賃上げよりも雇用を優先、③過剰生産能力の削減・解消では難しい調整に踏み込み、④優遇策の一部復活で外資の呼び込みを図る。⑤トランプ政権への対応では全人代の総理・閣僚記者会見が注目である。

経 済 「見落としてはならない中国経済の二面性

～構造問題を抱える国有企業をよそに民間企業がみせるダイナミズム～

◇中国には景気減速の長期化に加え、過剰生産能力、過剰債務の問題もあり、世界的に中国リスクへの注目が集まっているが、詳細をみると、赤字企業の増加やレバレッジ上昇といった問題を抱えているのは主として国有企業で、民間企業の目立った悪化はみられない。

◇アリババ（EC）、テンセント（ネットサービス）、百度（検索エンジン）の3大インターネット企業は小売、金融など従来産業の変革とともにスマートカーを始めとした新産業の立ち上げにも貢献し、ニューエコノミーを牽引している。習政権はイノベーション振興や産業高度化に向けて多様な産業政策を導入しているが、こうした民間企業の活力の活用なくしてはその成功はおぼつかない。

◇中国経済を見る上では、「計画経済の色彩を残す国有企業」と「市場経済下の民間企業」が並存するという二面性を念頭に置く必要がある。習政権には未だ国有企業強化への志向が根強くみられるものの、2013年11月の「三中全会の決定」で内外に期待させた改革・開放の選択による一段の国退民進（国有企業の退潮と民間企業の発展）のほうが経済合理性に合致すると考えられる。どちらの方向に舵を切るかは中国経済の中長期的な成長力を左右するものとして注目される。

産 業 「中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～」

◇2016年の中国の自動車工場出荷台数（乗用車+商用車）は前年比13.7%増と、3年ぶりの二桁成長、8年連続で世界一を維持。同年9月には燃費規制とNEV規制を統一管理する案が発表され、12月には車両購置税の減税が延長されるなど、中国自動車業界は注目される動きが目立つ。

◇2017年の自動車需要について、中国政府は車両購置税の減税延長を決定したが、2017年は前年末までの需要先食い、減税幅縮小を背景に伸び率は2%程度まで鈍化すると予測。

◇燃費規制とNEV規制の統一管理には、新エネ車（特にEV）について、中国における生産体制の硬直で中資系完成車メーカーが先行する中、政策面での後押しを通じて逸早く中資系完成車メーカーの競争力を引き上げる一発逆転のシナリオを模索する中国政府の思惑が透けてみえる。

◇日系完成車メーカーとしては、スピード感を持った新エネ車の投入が求められる中、各社ともに具体的な対応策を練っている模様だが、想定を上回る厳しい内容であったNEV規制の達成は容易ではない。

人民元レポート 「中国人民銀行の昨年来の金融政策運営について」

- ◇中国経済が内需主導型への構造転換を目指す中、中国人民銀行（PBOC）の金融政策も2016年後半より従来の緩和姿勢から徐々に引き締め姿勢に転じている。背後には企業部門債務の積み上がり、住宅市場の過熱、人民元安を背景にした資本流出等の中国経済が抱える構造問題がある。
- ◇2017年は5年ぶりの共産党大会を控え、現政権はこれらの課題取り組みの実績を示し経済と金融システムの安定確保を目指す年となる為、住宅価格の不安定化や米国の政権交代に伴う貿易関係の悪化等のダウンサイドリスクを注視しつつも、PBOCの引き締め姿勢は当面継続する可能性が高い。
- ◇また、年前半にも米連銀の追加利上げが予想される中、米ドル高に起因した人民元安と資本流出圧力が再び強まれば、米ドルとの金利差を確保し、為替介入や積極的な財政政策と併せて人民元安を和らげるため、市場金利の高め誘導がさらに進むと想定。政策の重点は、景気下支えを優先した低金利維持・人民元安許容から、資本流出の抑制を優先した金利引き上げ・人民元安圧力緩和に既に移行したといえるだろう。

スペシャリストの目

税務会計 「税関特別監督管理区域の企業への増値税一般納税人資格付与に関するパイロットプログラム」

- ◇2016年10月14日付で、国家税務総局、財政部、税関総署が共同で、「税関特別監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット展開に関する公告」（65号公告）を公布。試行区エリアにおいて、企業が認定基準を満たした場合、増値税一般納税人資格を付与することを規定。
- ◇2016年5月1日から「営業税から増値税への移行改革」（営改増）が全業界、全国に拡大されたにも関わらず、保税区、輸出加工区等の税関特別監督管理区域内にある企業は増値税一般納税人資格が付与されていないため、営改増の適用対象業種からサービスを受けた場合、仕入れ税額を控除出来なかった問題を解決するもの。
- ◇区域内企業のビジネスモデルは区域外より複雑、多様であるためパイロットプログラム適用（企業の任意）後の企業の仕入・販売モデルはさらに複雑になる可能性があり、企業は税務リスクコントロールシステムを構築し、税務コンプライアンスの遵守に留意する必要がある。

法務 「中国企業との技術提携の留意点」

- ◇日本企業の対中直接投資の勢いが従前に比べて緩やかになるなか、巨大な中国市場を依然としてビジネスの視野に入れる日本企業においては、直接投資ではなく技術提携の方法で中国事業を展開する先も少なくない。
- ◇日本企業が技術提携を行う際の留意点として、提携先が中国企業の場合は提携先の基本情報の的確な把握等、中国現地法人の場合は研究開発契約における職務発明の奨励報酬の適切な規定等、私営企業の場合は技術成果の適時特許出願による権利の保護等、数々の留意点が挙げられる。
- ◇中国の発展・変化は急速で、各地の事情は大きく異なり、規則の適用は柔軟性に富み、企業のレベルも一律ではないため、中国の各種主体との技術提携には多くのリスクが伴うものの、法令、国・地方の政策、各地の実務運用を十分に活用し、専門家に支援を求めることにより、リスクを最大限に抑え、相互の利益を実現することが可能となる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年3月22日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



2017年全人代を控える中国の現状と展望

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司
中国投資銀行部
中国ビジネスソリューション室
調査役 藤原孝之

中国では毎年3月に北京で開かれる全国人民代表大会(全人代:国会に相当)において、国務院(政府、内閣に相当)が前年の施政報告、当年の施政方針、重点とする取り組みを報告、全人代の承認を経て、新年度の政府活動が本格的にスタートする。本稿では本年の全人代を間近に控えるタイミングで、現時点で確認できている政策運営方針、政府活動の重点、2017年に中国が直面する課題等について足元の社会・経済・政治等の状況と照らしあわせながら説明してみたい。

1. 2016年の中国経済

1月20日に発表された2016年通年の実質経済成長率は6.7%、第4四半期(10-12月期)は前期から小幅加速の6.8%、政府が目標とした6.5%~7.0%のレンジ内に収まった。振り返れば、2016年の中国経済は年初に人民元と株式市場が急落する波乱のスタートとなり、中国発の世界金融危機や中国経済のハードランディングを懸念する向きもあった。第1四半期の経済指標が不芳となるなか、3月の全人代で「第13次五か年計画」をはじめとする中短期の政府活動方針が承認され、各地方で対応した動きが始まったこともあり、地方政府の財政出動や企業の借り入れ、個人住宅ローンなど信用供与が拡大すると、5月には中国共産党の機関紙『人民日報』の紙面に国の指導者に近い人物とされる「権威人士」が登場、債務拡大のリスクに警鐘をならし、経済の先行きが「L字型」となっても、あくまで構造改革の推進が進むべき道であると強調した。

年央から秋口まで月次の各種指標は一進一退となったが、年後半には持ち直しの動きもみられた。都市部固定資産投資については2016年、年初来累計の伸びが二桁を割り込み一桁後半(8%台)まで低下、特に業種別では重工業部門を中心に製造業、また全体の6割を占める民間投資が一桁台前半(1-8月+2.1%)まで落ち込んだが、9月以降、投資には持ち直し、下げ止まりの兆しもみられた。社会消費品小売総額は住宅販売の拡大、小型車減税効果による自動車の好調を受けて概ね堅調に推移、名目の伸びは二桁を維持した。貿易は人民元安の進行が輸出に追い風となり、輸入は主要大口輸入品の輸入単価下落幅の縮小もあり、人民元建では金額ベースで前年比プラスの伸びを回復した。雇用関連では年間の新規雇用創出目標を前倒しで達成、職業紹介機関への登録失業率とは別に国家統計局が独自に調査をする失業率も2013年6月の調査開始以来、初めて5%を下回ったと報告されるなど、概ね安定が確保された。

他方、2016年の後半から年末にかけては米国大統領選挙の結果を受けたドル高、米国の利上げ観測もあり人民元安が進行、資本規制の強化を含む資本流出対策が本格化した。中国の外貨準備は2014年6月の3.993兆ドルをピークに2016年12月は2.998兆ドルと3兆ドルを割り込んだ。

2016年に注目されたイベントとしては、9月に杭州でG20が開催、世界の注目が集まるなか、中国は開催にあわせて温暖化対策「パリ協定」に批准するなど、「責任ある大国」としての存在感をアピールしてみせた。会合では中国やインドを念頭に、鉄鋼をはじめとする過剰生産能力への対応ではグローバルに歩調をあわせていくべきとの認識が確認され、関係国の情報の共有や進捗の報告が求められるフォーラムの設立も決まった。鉄鋼、石炭業界の過剰生産能力について中国は2016年、

数値目標を掲げ、構造調整の「目に見える成果」として必達を期していたが、年後半に取り組みが加速、期初の目標を達成したと報じられている。また 10 月には 5 年に 1 度の共産党大会が 1 年後に迫る中、中国共産党第 18 期中央委員会第 6 回会議（六中全会）が党の綱紀粛正をテーマに開催された。各地方の共産党指導者（党共産党書記）、人民政府のトップ人事が相次いで発令されており中国は政治の季節に入っている。

2. 中央経済工作会議の決定

中国では毎年 12 月、中国共産党と国務院が中央経済工作会議と呼ばれる会議を共同で招集し、翌年の経済政策運営方針を大筋で決定する。会議は全人代開催前に政策の方向を前もって見定める重要な手掛かりとなる。上述した 2016 年の経済の動きを踏まえて、会議で何が決定されたのかを以下でみていきたい。

2016 年の中央経済工作会議では、2017 年は「安定のもとに前進（稳中求進）」を総基調に、2016 年に始まった「サプライサイド（供給側）構造改革」を深化させる年と位置付けられた。前述したとおり 2017 年の中国は「政治の年」を迎えており、例年に増して「安定」が重視される背景もあり、マクロ政策基調は安定優先、リスク回避を念頭に、一部の表現で従来の政策説明から変化が生じた。

財政出動は「有効に」、金融は「中立的に」

積極的な財政政策は過去に用途や効果の確認が不十分なまま実施して地方財政の悪化や企業の過剰債務問題を深刻化させた教訓がある。故に 2017 年は、対象をしっかりと見定めた上で、積極的かつ「有効に」実施するとされ、また企業に根強い税負担感や社会の安定を念頭に、税費負担の軽減や民生保障にも注力するとした。穏健な金融政策については看板こそ変わらないものの、説明では穏健に「中立」の二文字を加えて、従来からは引き締めの方角へのシフトが示唆された。金融リスクが意識されるなか、資産バブル拡大への対応、また過剰生産能力やゾンビ企業淘汰、企業の財務レバレッジの解消を中心に、構造改革の深化を着実に進める狙いがある。

2017 年の重点施策

2017 年の重点取り組みとしては大きく四項目を掲げ、①「サプライサイド構造改革の深化」、続いて②「農業の供給側改革の推進」を取り上げ、農民の「市民化」や戸籍制度改革とも関わる農村の土地制度改革でパイロット事業を実施するとした。③「実体経済の振興への注力」では、イノベーション駆動の発展戦略で成長の新しい原動力を見出すと同時に、「匠の精神（工匠精神）」の発揚、より多くの「創業 100 年企業（百年老店）」の育成に言及、また外資導入を強化、外資企業に実体経済の発展促進により大きな役割を発揮させるとした。最後の④「不動産市場の安定と健全な発展の促進」では、住宅在庫の解消を特に Tier3、Tier4 の地方中小都市で重点的に推進、住宅バブル、住宅価格の乱高下を防止するとした。「住宅は住むためのものであり、投資・投機の対象ではない」という認識・呼びかけは会議後メディアで繰り返し伝えられ、再導入された住宅購入規制と相俟って、政府当局の不動産市場安定化の強い意志は人々の 2017 年の住宅市場の見方に影響を与えている。

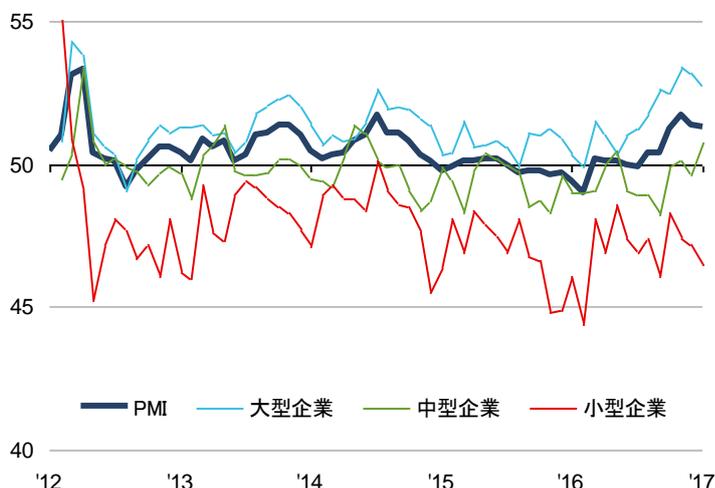
3. 2017 年の焦点

(1) 「L 字型景気」の維持 ～消費の動向に注意～

2017 年の経済成長予期目標は 3 月の全人代で発表されるが、昨年 6.5～7.0% から、足元の景気や成長を支える消費の動向を踏まえて 6.5% 前後に下方修正されると伝えられる。「経済成長は緩やかな減速基調となっても、債務リスクをしっかりとコントロールしつつ、構造調整で相応の進展と成果をあげる」ことが 2017 年の経済運営の基本線になるものと考えられる。

景気については製造業購買担当者景気指数 (PMI) が政府、民間発表共に判断の分かれ目である 50 を上回って推移しているが、政府発表の PMI について企業規模別にみたところ、大企業、中企業では改善しているが、小企業は一貫して 50 を下回り、判断の方向も短期間で反転を繰り返し、足元では下振れるなど、不安定な状況が続いている。

図表 企業規模別にみた製造業購買担当者指数(PMI)の推移



(注)
 大型企業:
 従業員数 2,000 人以上、売上高 3 億元以上
 総資産 4 億元以上
 中型企業:
 同 300 人以上 2,000 人未満、3 千萬元以上、
 3 億元未満、4 千億元以上 4 億元未満
 小型企業:
 同 300 人未満、3 千萬元未満、4 千萬元未満
 (いずれも工業企業の場合)

(資料)CEICよりBTMUC中国ビジネスソリューション室
 情報ユニット作成

政府は有効な財政出動によるインフラ投資で景気を下支えしていく意向だが、企業の各種コスト負担の低減についてもサプライサイド構造改革の柱の一つとして継続して取り組むとしている。政府はこのほど、2013 年 (現政権発足の年) からこれまでに中央政府 (国務院) 各機関が撤廃した審査承認手続、下方委譲した行政権限 (中国語で「簡政放権」) は 618 項目 (うち撤廃が 491 項目、移譲が 127 項目) と発表、全内容を 2 月 10 日付の『人民日報』(9 面、10 面) に掲載するなど広報を行った。政府は行政手続の撤廃・下方委譲に加えて、政府による監督管理の刷新、業務の質の向上 (これら 3 つを合わせて「放管服」と呼んでいる) に注力するとしている。

消費については、上述したとおり、足元では実質の伸びが緩やかに下振れており、昨年是好調で成長を支えた自動車や住宅販売の先行きに留意する必要がある。

図表 小売売上額伸び率の推移



(注)3ヶ月移動平均

(資料)CEICよりBTMUC中国ビジネスソリューション室情報ユニット作成

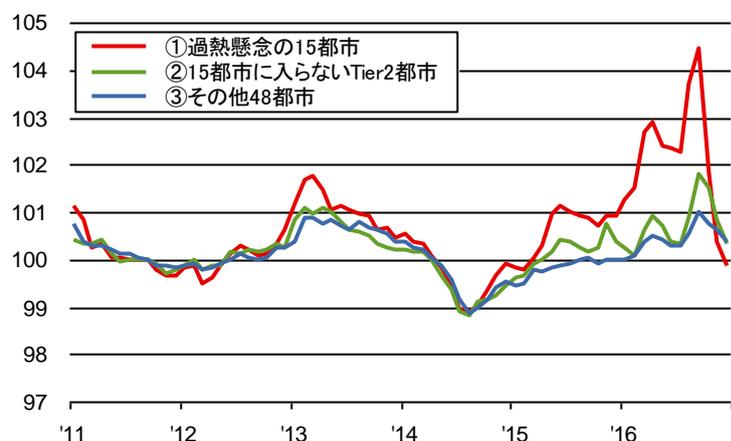
不動産については昨年秋以降、住宅販売面積、販売金額の前年比の伸びが鈍化に転じている。

国家统计局は昨年 10 月より、毎月の全国 70 大中都市住宅販売価格指数の公表時に、価格の上昇が急ピッチで過熱が懸念される Tier1、Tier2 都市 15 都市 (北京、天津、上海、南京、無錫、杭州、

自動車については 1.6 リッター以下の自動車購入税の減税幅の縮小、加えて新エネルギー車の購入補助金の段階的減額も 2017 年から始まるため、これらの販売への影響が注視される。業界団体である中国自動車工業協会は 2017 年の生産販売の予測を前年比 5% 増 (うち乗用車 5% 増、商用車 2% 増) と発表しているが、外部の調査機関には 2016 年に需要の先食いが相応に発生していたと想定して、これよりも低い一桁台前半にとどまる見通しを示すところもある。

合肥、福州、厦門、済南、鄭州、武漢、広州、深圳、成都)を別表に取り出して前月比の指数の推移を通常の月に1度から半月毎ときめ細かに発表(12月から間隔は月に1度に戻ったが、別表の掲載は継続)している。対象にあげられた①15都市、②15都市に入らないTier2都市7都市(瀋陽、大連、寧波、青島、長沙、重慶、西安)、③その他の48都市の平均値の推移をみたのが下図である。

図表 グループ別にみた全国70都市住宅販売価格指数(商品住宅)前月比の推移



(注) Tier2都市の区分はジョーンズラングラサール「中国新興都市60強」に依る
(資料) CEICよりBTMUC中国ビジネスソリューション室情報ユニット作成

今般の上昇局面はいずれも14年後半に始まっているが、その後上昇のピッチは①と②で異なっており、①では確かに急となっているが、②、③ではトレンドは同様でも程度が異なることがわかる。Tier2でも①に区分された経済・産業の基盤が相応にしっかりしており今後も安定した発展(不動産価格の上昇)が期待される都市と②に区分された輸出や伝統的な重工業依存からのモデルチェンジに苦しむ都市で温度差が異なるように、不動産の過熱

は全国一様ではない。過熱都市では引き締め策再導入の結果、前月比の上昇幅が縮小、一部都市で下落に転じ始めており、これまでの上昇ピッチの反動でこの先の下落幅が大きくなる可能性もあるが、②、③の都市では横ばいから下落に転じても底は深くはならないとも考えられる。もとより政府の住宅政策の主眼は不動産バブル拡大の抑止であり、投機的な購入を戒めつつ、実需による在庫の解消を促進していく方向である。このため、政策的に過度な冷え込みがもたらされる事態となれば、修正の手が打たれることになる。

(2) 所得・雇用 ～賃上げよりも雇用の安定を優先～

消費との関連でもう一つ気がかりなのが実質所得の上昇ペースが鈍化の傾向である。2016年の都市部住民、農村部住民の一人当たり可処分所得の実質の伸びはそれぞれ5.6%、6.2%となった。中国は2020年に2010年比でGDPと所得を倍増させる目標を掲げているが、都市部、農村部別に発表されている実質伸び率をかけあわせた場合、都市部では2016年以降、年率6.8%の水準を上回る必要があるところ、2016年1-3月期以降、1-12月まで4期連続でこの水準を下回る鈍化が続いている。もっとも国家統計局は2013年以降、都市部と農村部を統一した家計調査指標の発表を始めており、所得倍増の達成如何は都市部と農村部を区分しない全国住民の一人当たり可処分所得で測られるようだ。1月20日付で国家統計局のウェブサイトに掲載されている同局家計調査弁公室の王萍萍主任の説明によると、2010年の全国住民の一人当たり可処分所得は12,520元、2016年の23,821元までの上昇は物価変動の影響を除いた実質62.6%で、この先4年間は年率5.33%の上昇があればよいとされている。

賃金上昇のペースは景気や雇用環境の情勢を踏まえて緩やかとなる見通しである。昨年のちょうどこの時期、広東省が2015年5月に調整を行った最低賃金を2017年まで据え置く(2016年の調整を見送り、規定が定められる最大の2年間は現行水準を維持する)方針を政府文書に盛り込んだ。過去5年間は毎年実施してきた調整(事実上の引き上げ)の継続よりも景気減速下に企業の賃上げ負担低減を優先する方針を打ち出したものだが、人的資源・社会保障部が検討中と伝えられていた最低賃金の調整間隔の拡大(少なくとも1~2年に1回から2~3年に1回)が、直近、地方レベル

で正式導入されたことが確認されている。安徽省では「安徽省最低賃金規定」(安徽省人民政府令第272号)を2月1日より施行、規定は第7条で「最低賃金標準は2~3年に少なくとも1回の調整を行う」としている。同省では規定上、最長で2018年10月末まで現行の最低賃金水準が維持できることになり、同様の動きは今後各地方にも広がると予想される。なお、ジェトロが海外進出日系企業に対して継続的に行っているアンケート調査でも、2016→2017年の予定昇給率が5.7%と、2015→2016年の実績(6.1%)から0.4%ポイント低下しており、ここでも賃金上昇ペース鈍化の傾向が見て取れる。

(3) 過剰生産能力の削減・解消 ~対象業種の拡大、難度が次第に高まるか~

昨年が続いて、鉄鋼、石炭について数値目標を掲げて達成に向けて取り組まれる見通しである。両業界については2020年までの5年間の削減目標が示され、段階的に進めることになっているが、当初は着手し易い対象から始めて進展がみられても、次第に難しい局面に入るとも考えられる。鉄鋼、石炭以外にも電解アルミ、ガラス、セメント、船舶といった他の過剰業種にも対象が広がるとみられる。環境保護部、品質管理検査総局、工業・情報化部、安全監督管理総局などの政府部門が合同で2月12日から22日までの期間、セメント、ガラス業界の査察を全国で実施(8チームを31省に派遣)、立ち遅れた生産能力の整理整頓に乗り出している。査察の結果を承けて、両業界についても段階的な削減・解消の数値目標が設定されることになろう。去年は鉄鋼と石炭の年間の過剰能力削減・解消過程にともない、70万人の再就職を手配したと発表されているが、この先も他の業種で発生する人員も含めて、同様の対応を必要なコストをかけて滞りなく実施していくことになる。整理対象先の実情によっては現地での対応の難航も考えられ、整理対象企業の従業員や地元政府の抵抗、社会不安要因の増加から削減・解消の取り組みが停滞する可能性もないとはいえない。

(4) 外資政策 ~地方独自の投資優遇政策が復活~

1月13日に商務部は金融業を除く2016年の対内直接投資が8,132.2億元で前年比4.1%増加したと発表した。ドル換算額の発表は2月に遅れることになった(春節明けの2月4日に商務部ウェブサイトの統計ページで1,260億ドル(前年比0.2%減)と公表)。ドル換算ではわずかに前年割れとなることが意識された可能性があるが、1月13日の発表文では日本からの投資は(人民元建てでは)2年ぶりに増加に転じたと補足説明されるなど、資本流出が注視されるなか、当局には投資の拡大を前向きに伝えたい意向があるのだろう。

中央経済工作会議で言及されていた外資導入の強化については、今年に入って具体的な動きが出てきており、1月に「対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置」(国発[2017]5号)、続く2月には「開発区の改革とイノベーション発展を促進することに関する若干の意見」(国弁発[2017]7号)が相次いで各レベル地方政府、開発区に対して通達されている。前者については、①更なる対外開放(製造業、金融業などサービス業の参入制限を低減・撤廃、「中国製造2025」戦略における外資の内資と同様の取扱い、外資に対するインフラ・公共事業への参入の支援)、②公正な競争環境の創造(国家標準策定プロセスへの参画の促進、知的財産の保護、外資企業の中国株式市場上場への支援など)、③外資誘致業務の更なる強化(各地方が法の定める範囲の投資誘致優遇政策を実施して、雇用・経済発展・技術革新への貢献が大きいプロジェクトを支持、企業の投資運営コストを低減、法に基づき外資企業権益を保護、良好な投資環境を創造することを支援)すると定めており、後者では投資の受け皿となっている開発区が管理・運営モデルを刷新して、具体的に優遇政策を調整して進出企業へのサポート能力を高めることが求められており、両通達を受けて、各地方政府、開発区の投資誘致部門では他の地域に先駆ける、或いは差異化を図る優遇政策の検討が始まっている様子である。一連の政策は2014年末に公布された「税収等の優遇政策の整理と規範化に関する通知」(国発[2014]62号)で示された、「中央政府が許可したもの以外は地方政

府が独自の裁量で行ってきた各種優遇政策を今後は認めない」方針を税務優遇措置を除き撤回するという政策の転換であり、今後、新たな進出やプロジェクトを検討する際には投資候補地が提示する条件に留意すべきである。

(5) 政治・外交 ～全人代での記者会見に注目～

内政：秋の共産党大会では将来の指導者を占う共産党中央の人事が焦点となる。さまざまな観測報道の紹介は他稿に譲るとして、ここでは直轄市のうち北京、上海、重慶、また広東省などの重要な地方の党トップの異動が今後いずれかのタイミングで発表される可能性にだけ触れておきたい（特に党大会前に異動があれば、各種各様の分析、予想の格好の材料となりそうである）。

外交：大方の予想に反して誕生したトランプ大統領の対中政策については、保護主義的な通商政策よりも先に飛び出した「一つの中国」の認識（トランプ氏のTV番組での発言）が中国側に極めて大きな衝撃をもって受け止められた。日米首脳会談の直前にトランプ大統領と習近平国家主席の初の電話会談が実現した背景には、双方に歩み寄りがあったと見られるが、今回、トランプ大統領は中国が両国関係の礎としてきた原則をいとも簡単に俎上に載せてみせた。安倍首相との共同記者会見の席上、トランプ大統領は習近平主席との会談は極めて和やかなものだったと振り返った。

「一つの中国」を巡るカードを握ったトランプ大統領の翻意には、日米会談の成果とのバランス（日本に対する牽制）、北朝鮮情勢を巡っての中国への協力或いは通商上の争点に関する何らかの合意の取り付け等、何らかの企図や情勢判断があった筈だが、その真意はこの先の両国の動静から透けて見えるかもしれない。トランプ大統領は同じ席で、通貨切り下げについて前置きをした上で「最終的には、おそらく人々が考えているよりもかなり早期に、私たちはいずれも公平な競争環境にあるだろう」とも発言をしている。トランプ政権の中国への要求に対する中国側の対応、その格好の説明の舞台となるのが、来る全人代における、国務院各部門トップの記者会見である。外国のプレスが入る場で、通商、外交、人民元や為替問題について所管部門のトップによる説明が行われ、閉幕日（3月15日前後）には国務院総理による内外記者会見も行われる。

※ ※ ※

2017年の全人代は3月5日の日曜日、李克強総理の「政府活動報告」で幕を開ける予定である。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室 情報ユニット
Email : takayuki_fujiwara@cn.mufg.jp Tel : +86 21-6888-1666 内線 (2007)



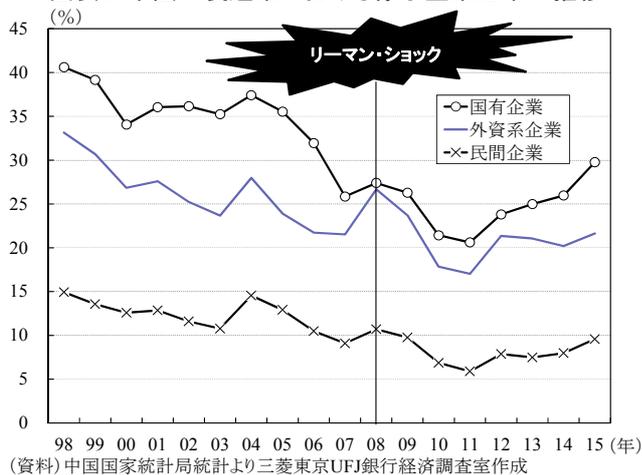
見落としてはならない中国経済の二面性 ～構造問題を抱える国有企業をよそに民間企業がみせるダイナミズム～

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原 陽子

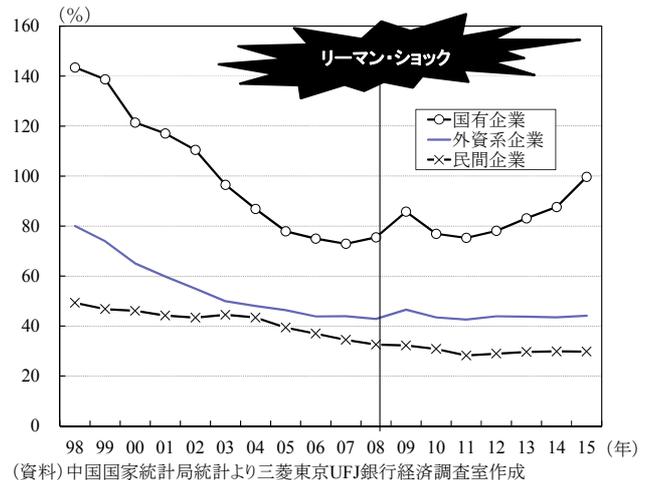
1. 国有企業と異なり、良好なパフォーマンスを示す民間企業

中国には高成長期終焉に伴う景気減速の長期化に加え、リーマン・ショックに対応した大規模な投資拡大策の後遺症ともいえる過剰生産能力、過剰債務の問題もある。このため、世界的に中国リスクへ注目が集まっている。ただし、その詳細をみていくと、赤字企業の増加やレバレッジの上昇といった問題を抱えているのは主として国有企業であり(図表1、2)、民間企業は赤字企業比率・レバレッジともに国有企業よりはるかに低く、しかも、目立った悪化はみられていない。

図表1: 中国の製造業における赤字企業比率の推移



図表2: 中国の製造業における売上高債務比率の推移



こうした二面性には中国における漸進的改革の特徴が反映されている。すなわち、中国では、既存の計画経済の枠組みを残しつつ、新たに市場が拡大する部分には市場経済の仕組みを導入するという「双軌制 (dual track system、二重構造) の下での増量改革」が進められてきた。そのなかで、多くの国有企業が政府介入と保護の下で経営不振であっても延命されてきたのに対し、民間企業は絶えず市場原理に基づく淘汰圧力に晒され、それに耐え得る企業のみが生き残ってきた。

2. 民間企業に関わる習近平政権の産業政策

習近平政権は中国企業の国際競争力強化に向けて多様な産業政策を導入しており、これらは当然ながら、国有企業同様、民間企業の先行きにも大きな影響を与える。

習政権は2013年11月の三中全会で政治・経済・社会にわたる構造改革のアウトラインとなる「三中全会の決定」を公表、そのなかでイノベーション型国家の建設加速を始め、イノベーションの重要性を強調した。これを受けて、政府は2015年3月の全国人民代表大会(全人代)で「①大衆創業、万衆創新(大衆の創業、万民のイノベーション)」を掲げて広く国民に起業とイノベーションを呼びかけるとともに、産業高度化に向けた最重要産業政策として「②中国製造2025(2025年までの製造

業高度化)」および「③インターネット^{プラス}（インターネットと他産業との融合）」を提起した（図表3）。2015年中に①、②、③のそれぞれについて総合政策綱領が発表されたのに加え、2016年には「国家イノベーション駆動発展戦略要綱」、「科学技術革新における第13次5ヵ年計画」が公表され、税財政・金融・技術等多方面からの政府支援と広範な産・官・学の協力などが盛り込まれた。

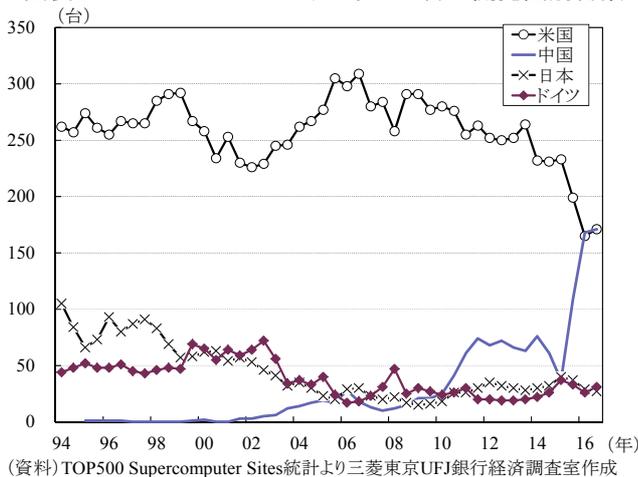
図表3:「中国製造2025」と「インターネット+」の概要

中国製造2025		インターネット+	
① イノベーション能力の向上	産・官・学を結合した製造業イノベーションシステムの構築	① “インターネット+”創業・イノベーション	
② 情報化と工業化の高度な融合	次世代情報技術と製造技術の融合発展を加速	② “インターネット+”協同製造	
③ 工業における基礎能力の強化	製造業向上の制約要因となる基礎部品等の弱点の克服	③ “インターネット+”農業近代化	
④ 品質とブランド構築の強化	品質管理体制等の最適化と自主ブランド製品の確立	④ “インターネット+”スマートエネルギー	
⑤ グリーン製造の全面的な推進	製造業のグリーン改造・高度化を加速	⑤ “インターネット+”インクルーシブ・ファイナンス	
⑥ 重点分野におけるブレークスルーの推進	10大戦略産業 ^(注) の発展を推進	⑥ “インターネット+”公益サービス	
⑦ 製造業の構造調整の深化	従来型産業のレベルアップ、過剰生産能力の解消	⑦ “インターネット+”効率的な物流	
⑧ サービス型製造業と生産型サービス業の発展	生産型製造業からサービス型製造業への転換、および製造業と密接に関わる生産型サービス業の発展を促進	⑧ “インターネット+”電子商取引	
⑨ 製造業の国際化レベルの向上	積極的な開放戦略の実行、外資導入と海外進出の結合	⑨ “インターネット+”交通	
		⑩ “インターネット+”エコロジー	
		⑪ “インターネット+”人工知能	

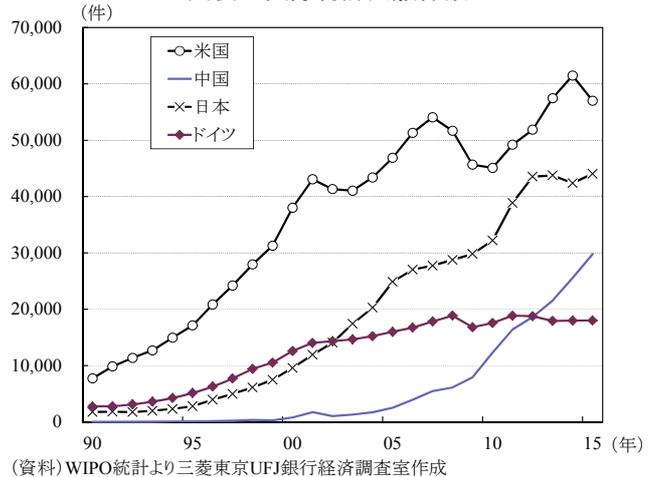
(注)『10大戦略産業』とは、①次世代情報技術産業、②高機能工作機械・ロボット、③航空・宇宙設備、④海洋エンジニアリング設備・船舶、⑤鉄道交通設備、⑥省エネ・新エネ自動車、⑦電力設備、⑧農業用機械・設備、⑨新素材、⑩バイオ医薬・高性能医療機械。
 (資料)中国国务院資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

政府には国有企業に主導的な役割を期待している節があるものの、すでにニューエコノミーをリードしてきた民間企業（後で詳述）の実力を考慮すれば、その活用なしには成功はおぼつかない。結果として大手を中心に民間企業にも一定の恩恵が期待されるが、とくに中国の科学技術の成果を利用する機会が拡大する可能性には注目する必要がある。中国の科学技術水準は総合的には未だ先進諸国には及ばないとみられているものの、発展のペースの速さについては評価する向きが多い。スーパーコンピュータ開発、国際特許出願件数の国別ランキングでは日米を急追し（図表4、5）、また、2016年も有人宇宙船による無人宇宙実験室とのドッキング、世界初の「ゲノム編集（遺伝子改変技術）」の人体応用などを成功させたことが明らかになっている。さらに、新産業・新技術の追求に当たり、中国政府は先進国政府よりも規制を緩やかにし、産業発展を優先すると考えられる点にも留意すべきであろう。

図表4:スーパーコンピュータ上位500台の開発国別台数



図表5:国際特許出願件数



加えて、ハイテク市場で独占的な地位を占めてきた外資系企業には、独占禁止法に基づく市場支配的地位の濫用による処罰、スノーデン事件を契機としたセキュリティー関連の規制強化などが逆風となっており、これも結果として、民間企業の国内市場シェアの拡大や高額な特許使用料の引き下げ等の特許使用上の不利益の改善といったメリットをもたらしたとされている。

もつとも、こうした動きは情報統制強化の意味合いも含んでいる点には注意を要する。2016 年 11 月、インターネット安全法（サイバーセキュリティ法）が可決し、2017 年 6 月実施の運びとなった。同法には、インターネット接続業者に対し、通信設備の安全性審査や中国内で得られた個人情報・重要データの国内保存の義務付け（持ち出しには要政府認可）などの条項が含まれている。海外企業は安全性審査のためにソースコードなどの重要な機密情報開示を余儀なくされ、その情報が中国企業に漏洩するリスクや自社データの持ち出し規制によるグローバルな情報共有体制の見直しによる負担増などを懸念しており、世界の 40 以上の経済団体や技術関連団体から抗議の書簡が殺到したと報じられている。中国企業全般に海外企業の市場占有力を抑制する有利性はあり得るものの、規制により、海外との技術・情報交流が妨げられれば、高度技術の導入ができないうえ、セキュリティ上の危険性がむしろ高まるとの指摘もある。

3. 存在感を高める民間企業

(1) ニューエコノミーを牽引する民間企業

中国では、百度（検索エンジン）、アリババ（EC）、テンセント（ネットサービス）の 3 大インターネット企業（各企業の頭文字をとって BAT）が各々の母体産業を軸に広範なサービスを展開し、ニューエコノミーの発展を牽引している。BAT は、すでに、EC、ネット金融などを通じて、従来の小売業・金融業を大きく変革するとともに、スマートカーを始め、世界的にも新産業と呼ばれる分野で世界市場を視野に入れた挑戦を繰り返している。図表 6、7 ではアリババの事例を示した。

BAT は中国内では強くなり過ぎて競争阻害要因となりかねず、独占禁止の対象にすべきとの意見も出ている。しかし、BAT の成功は中国における創業意欲を喚起するとともに、BAT はソフト・ハードの開発者に対するプラットフォームの提供を含め、広範なスタートアップ企業の支援に乗り出している点では高評価を得ている。

図表6:アリババの事業展開(金融以外)

年	事業	概要
2014	地図サービス	最大手、高德地図を買収。
	農村部のEC普及	農村EC拠点「農村淘宝」設置。
2015	タクシー配車アプリ	快的打車にソフトバンク、米投資会社タイガーグローバルと共同で6億ドル出資。さらに快的打車はテンセントが出資する滴滴打車と合併。
	スマホ製造	新興メーカー魅族科技に5.9億ドル出資。
	スマートカー	国有大手、上海汽車集団と10億ドルのインターネット自動車ファンド設立合意、2016年にインターネットカー発売。
	スマートテレビ	スタートアップ企業、微鯨科技にテンセントと共同で出資。
	小売	小売2位の蘇寧雲商集団に19.99%出資[持ち株比率は同集団の張近東会長(24.29%)に次ぐ]。
	位置情報サービス	中国兵器集団と中国独自開発の衛星測位システム「北斗」によるサービスを開発・運営する会社設立。
	スポーツ	大手ポータルサイト運営、新浪と共同で阿里体育集団設立。
2016	ビッグデータ	中小企業向けビッグデータ基盤提供サービス開始。

(資料)各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表7:アリババの金融サービス

年	事業	名称
2003	決済サービス	支付宝(アリペイ)
2010	小企業・個人事業主向け 小額貸付	螞蟻小貸
2012	インターネット保険 (平安保険、テンセントと共同)	衆安保険
2013	マネー・マーケット・ファンド	余额宝
2014	P2P	招财宝
2015	クラウドコンピューティング サービス	螞蟻金融雲
	個人信用評価サービス	芝麻信用
	インターネット銀行 (新設民間銀行5行の一つ)	浙江網商銀行
	資金運用サービス	螞蟻聚宝
2016	損害保険	国泰財産保険に 6割出資
	相互保険	信美人寿 相互保険

(資料)各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

①EC

中国のネット小売額は過去 5 年間で年平均+49.4%という高い伸び率で拡大し、2016 年前半時点で小売全体の 14.8%を占めるに至っている（図表 8）。当然ながら EC 市場の規模は世界最大で、米国の 2 倍となっている（図表 9）。

中国における EC 最大手のアリババは 2009 年から「独身の日」と通称されていた「11 月 11 日」を大型セールの日と位置づけてキャンペーンを展開し、EC 市場を勢いづけた。同セールは 2016 年には 1 万社を超える外国企業が参加する世界的なイベントになってきており、同日の売上は 1,207

億元に達した。ちなみに、近年、他の EC 業者や一般店舗も「独身の日」セールを実施するようになってきている。

図表8: 中国のEC市場規模の推移



(注)2016年は1-6月値。
(資料)中国電子商務研究センター、中国国家统计局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表9: 世界のEC市場規模 (2015年)

順位	国	市場規模 (億ドル)
1	中国	6,720
2	米国	3,406
3	英国	994
4	日本	896
5	ドイツ	618
6	フランス	426
7	韓国	389
8	カナダ	268
9	ブラジル	195
10	オーストラリア	190

(資料)eMarketer統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

アリババは農村部の小売市場開拓にも注力している。2014年10月、「千県万村」計画として、3～5年を目処に約100億元を投じ、1,000県10万村に農村EC拠点「農村淘宝」を設置し、ECサービス網を構築するという目標を示した。「農村淘宝」には農村部の商品販売のみならず、農村部で生産した農産物の販売、さらにローン、保険、投資商品などの金融サービス、各種医療サービスも含まれる。

農村部は実店舗が少ないうえ、ネット普及率も31.6%と都市部(65.8%)に比べはるかに低いという悪条件ゆえに小売市場としての発展が遅れた。それだけに拡大余地が大きいフロンティアでもある。農村部のEC市場規模は2014年の1,817億元から、2015年には3,530億元、2016年前半には3,120億元と、ほぼ年率倍増ペースで増えており、中国全体のネット小売額に占めるシェアも13.5%まで高まってきた。アリババに続き、他のEC大手も農村ECに着手しており、農村の生活を大きく変革させることが期待されている。

②インターネット金融

中国のネット企業は、国有銀行主体で硬直的といわれた金融サービスにも新風を吹き込んでいる。アリババの金融サービスをみると、決済サービスにおいてはスマートフォン1台でほぼ全ての支払いが可能になるばかりでなく、決済口座にある資金で1元からマネーマーケット商品である余额宝に投資することもでき(前掲図表7)、すでに余额宝は既存の銀行預金市場を脅かす勢いを示している。また、ビッグデータの活用により、アリババのECモール出店者向けの小口金融では短時間・低コストの自動審査を実現しており、アリババが発起人として参画する新設の民間銀行にも、こうしたノウハウが活かされることが見込まれている。

こうした成果を反映して、2016年の「フィンテック企業上位50社(豪ベンチャーキャピタルH2 Venturesと国際会計事務所KPMGが選出)」のランキングでは、アリババ傘下の金融グループ蚂蚁金融がトップに立った(図表10)。同ランキングには蚂蚁金融を含め、中国から8社が入っており、世界的な評価の高まりをうかがわせる(図表11)。

図表10:フィンテック企業上位50社入りした中国企業

順位	企業名	事業内容	創業年
1	螞蟻金融	アリババ傘下の金融グループ	2004
2	趣店	消費者金融・マイクロファイナンス	2014
4	陸金所	P2P	2011
5	衆安保険	インターネット保険	2013
10	京東金融	EC第2位京東傘下の金融グループ	2013
33	我來貸	オンライン融資	2013
34	融360	金融サービス検索プラットフォーム	2011
39	品鈦	スマート金融サービス	2013

(資料)H2 Ventures、KPMG資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表11:フィンテック企業上位50社入りした企業数

国名	企業数
米国	18
中国	8
英国	4
オーストラリア	3
ドイツ、ブラジル、インド、スイス、カナダ	2
スウェーデン、ニュージーランド、オランダ、イスラエル、フランス、メキシコ、南アフリカ	1

(資料)H2 Ventures、KPMG資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 対外投資の拡大

景気下支えのためのインフラ投資の主役として国有企業は投資を大きく伸ばす反面、民間企業の国内投資は低迷し、中国の景気減速への警戒感を窺わせる。ただし、民間企業の対外投資意欲は旺盛で、2015年について中国の対外直接投資が対内直接投資を上回る原動力となった。従来は、国有企業が国策に従い、資源・エネルギーならびにブランド・技術を獲得する動きが目立っていた。民間企業にもブランド・技術獲得目的の投資は多いが、加えて、中国人の生活水準の向上に伴う新たなニーズを捉えるべく、娯楽や旅行関連など多様化が進んでいる(図表12)。

図表12:民間企業の大型海外投資案件事例(投資額1億ドル以上、2015年-2016年前半)

買収元企業	金額	投資先	業種	概要
海航集団	60億ドル	米国	IT	海航集団傘下の天津天海投資発展がIT機器販売大手イングラム・マイクロを買収
	27.3億スイスフラン	スイス	航空	空港の地上支援業務大手スイスポートを買収
	26.4億ドル	アイルランド	航空	航空機リース大手のアポロン・ホールディングスを買収
	他7件を含め合計で173.4億ドル			
安邦集団	65億ドル	米国	旅行	ホテル投資会社、ストラテジック・ホテルズ&リゾーツを買収
	16.7億ドル	オランダ	金融	金融サービス大手SNSレアルの保険部門ピバットを買収
	10.3億ドル	韓国	金融	東洋生命保険の株式63%を取得
	他2件を含め合計で101.1億ドル			
テンセント	86億ドル	フィンランド	娯楽	ゲーム会社スーパーセルを買収
	他2件を含め合計で87.3億ドル			
万達集団	35億ドル	米国	娯楽	映画会社のレジェンダリー・エンターテインメントを買収
	15億ユーロ	フランス	娯楽	小売り大手オーシャンとパリに大型レジャー施設を共同建設
	10.5億ユーロ	スイス	娯楽	スポーツマーケティング大手インフロント・スポーツ&メディアの株式68%を取得
	他2件を含め合計で81.1億ドル			
アリババ	10億ドル	シンガポール	IT	EC大手ラザダ・グループの株式51%を取得
	8.8億ドル	インド	IT	通信関連サービス大手ワン97コミュニケーションズの株式41%を取得
	2億ドル	米国	IT	フォトメッセージアプリの米スナップチャットに出資
	他2件を含め合計で24.1億ドル			

(資料) American Enterprise Institute, Heritage Foundation資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

もともと、安全保障や技術流出などを背景とした投資先からの反発に晒される点は国有企業と変わらない。また、対外直接投資の急増は、近年の資本流出の要因の一つでもあることから、2016年11月に中国の規制が強化され、500万ドル以上の投資は金融当局との事前面談が義務付けられた。さらには、本業に関わらない10億ドル超のM&A案件は禁止との報道が出ている。

4. 中国経済の二面性と注目される政府の選択

中国経済が全体として景気減速に陥っていることも過剰生産能力・過剰債務などの問題を抱えていることも紛れもない事実である。しかし、中国経済をみる上では、そのなかに「計画経済(政府介入)の色彩を残す国有企業」と「市場経済下の民間企業」が並存するという二面性を念頭に置く必要がある。いわば、「中央・地方政府+国有企業」が先進国における政府部門で、「民間企業」のみが先進国における企業部門に近い概念といえる。

過剰生産能力・過剰債務の主因は、業績不振でも政府支援の下で延命が可能な国有企業にあると考えられており、政府に延命させる余力が乏しくなってきたことから、ついに構造調整を余儀なくされている。一方、民間企業については、中国内におけるニューエコノミーの牽引や海外投資の活発化をみる限り、政府の支援なく厳しい競争原理に晒されてきただけに、そのダイナミズムは依然、健在といえよう。

習政権には未だ国有企業強化への志向が根強くみられるものの、改革開放以来の国退民進（国有企業の退潮と民間企業の発展）の経緯を振り返れば、これまで厳しい競争を耐え抜いてきた民間企業の力をより発揮できる形——すなわち、「三中全会の決定」で内外に期待させた改革・開放の加速による一段の国退民進の方が経済合理性に合致すると考えられる。資本主義国に比べ、政府の選択による影響力が格段に大きいだけに、どちらの方向に舵を切るかは中国経済の中長期的な成長力を左右するものとして注目されよう。

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ（経済・産業レポートとマーケット情報）：http://www.bk.mufig.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～

三菱東京UFJ銀行
戦略調査部 香港駐在
調査役 黒川 徹

2016年の中国の自動車工場出荷台数（乗用車+商用車）は前年比13.7%増と、3年ぶりの二桁成長を記録し、8年連続で世界一を維持。

2016年9月に燃費規制とNEV規制を統一管理する案が発表された他、同年12月には車両購置税の減税が延長されるなど、注目される動きが目立つ中国自動車業界について、以下の3つの切り口にて簡単に整理した。

1. 2017年の自動車需要をどう見通すか

2016年の自動車工場出荷台数は前年比13.7%増と、その伸び率は3年ぶりの二桁成長を記録。2017年については、2016年末で終了する予定だった車両購置税の減税が延長されたものの、その減税幅は縮小される上、2016年末までに相当量の需要が先食いされた可能性も否定できず、不透明感が漂っている。2017年の自動車需要をどう見通すか。

(1) 2016年の実績

2016年の自動車全体（乗用車+商用車）の工場出荷台数は2,803万台と過去最高を更新し、8年連続で世界一を維持（図表1）。伸び率をみても、前年比13.7%増と3年ぶりの二桁成長を記録。

とりわけ、主力の乗用車の工場出荷台数は車両購置税の減税^(注)が始まった2015年4Q（10～12月）から急回復しており、2016年後半（7～12月）には前年比20%増程度と、年末の減税終了を見込んだ駆け込み需要もあって大きく加速。

(注) 車両購置税（自動車取得税）は、中国国内で車両を購入した機関・個人が徴収される税。2015年10月より排気量1.6L以下の車両（小型車）の税率が通常の10%から5%に減税され、当初は2016年末で終了する予定であったが、中国財務省は、2016年12月15日に小型車の減税措置を1年延長すると発表。2017年1月から12月末の間は税率を5%から7.5%に引き上げ、2018年1月から通常の10%に戻される見通し。

《 図表1：自動車工場出荷台数の動向 》

(単位:万台)

	2013	2014	2015				2016					
	通年	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
自動車全体	2,199	2,349	615	570	519	752	2,460	652	628	649	865	2,803
前年比(%)	13.9	6.9	3.9	▲1.0	▲2.4	15.8	4.7	6.0	10.2	24.9	15.0	13.7
乗用車	1,792	1,970	531	479	444	658	2,115	566	536	567	761	2,438
前年比(%)	15.7	9.9	9.0	0.5	▲1.9	18.6	7.3	6.7	11.8	27.7	15.7	14.9
商用車	407	379	85	91	75	94	345	86	93	82	104	365
前年比(%)	6.7	▲6.5	▲19.4	▲8.6	▲5.2	▲0.3	▲9.0	1.4	1.8	8.6	10.6	5.8

(注) 通年の数値については、資料の制約から1Q～4Qの合計と一致せず。

(資料) 中国汽車工業協会 (CAAM) 資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部 (香港) 作成

乗用車の販売動向を的確に示す自動車の強制保険（注）の加入台数をみても、減税が実施された2015年4Q以降、工場出荷台数と歩調を合わせ高い伸び率で推移（図表2）。特に、減税対象である排気量1.6L以下に限ると、市場全体を大きく上回る伸びを維持しており、減税は2016年の自動車販売を大きく牽引したと言えよう。

（注）日本の自賠責保険にあたる自動車交通事故責任強制保険（本資料では新車のみカウント）。中国では、車両を購入した機関・個人は新車登録（ナンバープレートや走行許可証等の登録）を行う際に強制保険に加入した証書を提出することが必要。

《 図表 2：自動車強制保険加入台数の動向 》

（単位：万台）

	2014	2015				2016					
	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
乗用車全体	1,829	512	422	462	624	2,019	539	480	568	761	2,349
前年比(%)	n.a.	15.4	1.3	4.4	18.3	10.4	5.5	13.7	23.1	22.0	16.3
1.6L以下	1,254	361	284	306	447	1,397	385	341	418	577	1,721
前年比(%)	n.a.	18.0	1.9	1.7	21.0	11.4	6.7	20.3	36.6	29.0	23.2
1.6L超	575	151	138	156	176	622	155	139	151	184	628
前年比(%)	n.a.	9.6	▲0.0	10.3	11.9	8.1	2.4	0.2	▲3.3	4.2	1.0

（資料）中国汽車技術研究センター（CATARC）資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部（香港）作成

(2) 2017年の展望

今後を展望すると、中国政府は大方の市場予想通り、車両購置税の減税延長を決定したが、業界関係者の間では、二桁成長を記録した2016年に相当量の需要が先食いされた^(注)可能性が高いとして、2017年は前年比一桁前半から半ばの伸びに留まるとの見方が一般的。

（注）2016年の減税による需要先食いは「150～200万台」（証券会社）に上るとの試算もある。

- ✓ 中国の乗用車需要は、先進諸国に比して低水準に留まる保有率、経済発展に伴う購入層の拡がりを背景に、中長期的な視点に立てば、一桁台半ば程度で成長するという市場コンセンサスに大きな変化はみられない。
- ✓ 2017年については、中国の業界団体（CAAM、CATARC）では“前年比5～6%増”との見方を示すのに対し、大手証券会社アナリストの間では“同1～3%増”を見込む声が多いなど、需要先食いの反動減はあるものの減税延長により需要がマイナス成長に陥る事態には至らないとみる向きが多い。

こうした中、弊部では、2017年は2016年末までに減税に伴う需要の先食いが相当程度発生したとみられる上、減税幅も縮小するため、その伸び率は2%程度まで鈍化すると予測。

なお、足元では「2017年に入ってからの需要は弱含んでいる中、販売を押し上げるプラス材料が見当たらない」（完成車メーカー）など、減税効果の持続性に懸念を示す向きも少なくないため、月次の販売・在庫動向（特に旧正月要因に左右されない3月）を注視することにより、減税延長のプラス効果をフォローすることは欠かせない。

2. 燃費規制と NEV 規制の統一管理から透けてみえる中国政府の思惑は何か

当初は別々に導入される予定であった燃費規制と NEV 規制だが、2018 年からの NEV 規制導入を契機に、二つの規制を統一管理する案が発表された。これに伴い、NEV 規制の超過達成分のクレジットを燃費規制の未達成分に補填できるなど、NEV 規制への対応の重要性が高まっている。燃費規制と NEV 規制の統一管理から透けてみえる中国政府の思惑は何か。

(1) 注目される規制動向

中国の自動車関連企業の間では、ICE（内燃機関）車の燃費低減を目的とする“燃費規制”と、新エネ車の育成を目的とする“NEV 規制（New Energy Vehicle の略）”の動向に注目が集まっている。

まず、燃費規制についてみると、2015 年までの第 3 段階燃費規制は国家目標（6.9L/100km）を達成し、足元では、2020 年に向けた第 4 段階燃費規制が始まっている（図表 3）。第 4 段階燃費規制の目標値（5.0L/100km）は「米国、日本と同水準であり、目標の達成は容易ではない」（完成車メーカー）との見方に変化はなく、とりわけ「現状の中資系完成車メーカーの技術力では達成のハードルは極めて高い」（完成車メーカー、サプライヤー）とみる向きが多い。

《 図表 3：燃費規制の概要 》

	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
公表日	2011年12月	2014年12月	2015年5月	2015年10月
適用期間	2012～15年	2016～20年	2020～25年	2026～30年
国家目標	6.9L/100km	5.0L/100km	4.0L/100km	3.2L/100km
メーカー目標	新エネ車を除いて計算	新エネ車を含めて計算	未定	未定
罰則	・生産能力増強計画を認可しない ・目標未達の車両は生産中止	未定	未定	未定

（資料）FOURIN 資料等を基に三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部（香港）作成

また、NEV 規制は、中国国内での新エネ車（EV、PHEV、FCV）の生産を一定の割合で義務付けるという内容は不変ながら、規制対象が年間生産台数 10 万台以上から同 5 万台以上の完成車メーカーに拡大した上、導入時期も、2020 年頃から 2018 年に前倒しとなる予定（次頁図表 4）

- ✓ なお、日系完成車メーカーが先行する HEV は、NEV 規制では ICE 車と同様にマイナス要因となるなど、HEV に注力する完成車メーカーにとっては不利な状況が加速。

こうした新エネ車の生産を義務付ける政策が前倒しで導入されることにより、完成車メーカーとしては、スピード感を持った新エネ車の投入を迫られている。

《 図表 4 : NEV 規制の概要 》

施策	中国版カリフォルニア州ZEV規制 「新エネ車クレジット管理弁法」(NEV規制)	導入時期	2018年
規制対象	年間の生産台数が5万台以上の完成車メーカー	計算台数	生産台数
目標	ICE車の生産台数に対して、2018年に8%、2019年に10%、2020年には12%相当のNEVクレジットの獲得		
クレジット 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ICE車(HEVもICE車と同様)の生産台数を基にマイナスクレジットを計算 ・完成車メーカーは、NEV生産かクレジット購入を通じたマイナス分のクレジットの補填が必要 (NEV生産では、PHEVは2クレジット/台、EVは航続距離に応じて2~5クレジット/台のクレジットが獲得できる) ・NEV生産でクレジットの余剰が生じた場合、自社の燃費規制のクレジットの未達成分に補填、又は他社に売却が可能 		

(注) NEV=EV、PHEV、FCV といった新エネ車を指す (HEV は含まれない)。

(資料) FOURIN 資料等を基に三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

(2) 燃費規制と NEV 規制の統一管理から透けてみえる中国政府の思惑

2016年9月に、当初は別々に管理される予定であった燃費規制と NEV 規制を統一管理する案が発表された。最大のポイントは“NEV 規制の超過達成分のクレジットを燃費規制の未達成分に補填できる (=新エネ車の生産により燃費規制も達成可能)”点にある。

中国政府としては、予てより自国の自動車産業の競争力強化の方針を掲げるも、現在の主流である ICE 車の技術力では、「中資系完成車メーカーは外資系企業に大きく水をあけられており、今後追いつくことは容易ではない」(完成車メーカー)と捉える向きが多い。

こうした中、中国政府は、中国市場における新エネ車 (特に EV) の普及を切り口に、中資系完成車メーカーの競争力を引き上げる一発逆転のシナリオを模索していると推察。

すなわち、新エネ車の代表格である EV は参入障壁が低い^(注)上、本格普及に向けて「国籍を問わずほぼ全ての完成車メーカーが同ジスタートラインに立っている」(調査会社)こともあり、政策面での後押しを通じて逸早く競争力を引き上げる展開を想定している模様。

(注) EV は「ICE 車、HEV、PHEV に比して構造が単純で参入障壁が低い上、中国における生産体制の構築で中資系完成車メーカーが先行している」(完成車メーカー)。

さらに言えば、中国政府は、世界需要の約 3 割を占める中国を EV 主体の市場へと変容させ、先進諸国でも“ICE 車から EV”という流れがある中で、中国市場で逸早く競争力を高めた大手中資系完成車メーカーの海外進出を強力に後押しするシナリオも想定されよう。この場合、長期的に完成車メーカー間の勢力図に大きな変動が生じる可能性もある。

事実、完成車メーカーからは「中国政府は政策支援を通じて積極的に EV 需要を喚起するとみられ、今後の主戦場は EV となる公算が大きい」、「PHEV は EV 投入までの繋ぎに過ぎない」とのコメントが聞かれている。“二つの規制”を通じて、中国では EV 化の流れが加速する展開が想定される。

3. 日系完成車メーカーのNEV規制達成への道のりの険しさはどの程度か

中国では2018年よりNEV規制が導入される見通し。完成車メーカーとしては、スピード感を持った新エネ車の投入が求められる他、サプライヤーとしても、主力販売先である完成車メーカーの新エネ車への取り組み状況を見定めた上で次の一手を模索していく必要性が高まっている。こうした中、日系完成車メーカーのNEV規制達成への道のりの険しさはどの程度か。

これまでみてきた通り、中国では、2018年よりNEV規制が導入される見通し。

そこで、中国で現地生産する日系完成車メーカー6社が、2018年時点のNEV規制を達成するために必要なNEV生産台数について現時点の外部情報を基に試算(図表5)。

例えば、政策面での優遇幅の大きいEVで100%対応するケース①では、ホンダが3.2万台、トヨタが2.8万台、日産が3.2万台となるなど、グループベースで年間3万台前後の生産が必要という結果となった。

《 図表5：NEV規制の達成に必要な新エネ車の生産台数 》

メーカー名	2016年実績			2018年予想	2018年NEV規制(8%)の達成に必要なNEV生産台数(千台)					
	ICE車 生産台数	(ご参考)		ICE車 生産台数	必要な クレジット	ケース① EV100%	ケース②		ケース③	
		PHEV	EV				EV50%	PHEV50%		
ホンダ	東風ホンダ	563,263	0	0	573,658	46	15	9	9	23
	广汽ホンダ	635,442	0	1	647,169	52	17	10	10	26
トヨタ	天津一汽トヨタ	492,154	0	0	501,236	40	13	8	8	20
	四川一汽トヨタ	157,371	0	0	160,275	13	4	3	3	6
	广汽トヨタ	413,412	0	42	421,041	34	11	7	7	17
日産	東風日産	1,134,618	0	923	1,155,557	92	31	18	18	46
	鄭州日産	25,102	0	1,020	25,565	2	1	0	0	1
マツダ	長安マツダ	188,606	0	0	192,087	15	5	3	3	8
スズキ	長安スズキ	114,072	0	0	116,177	9	3	2	2	5
	昌河スズキ	33,849	0	4	34,474	3	1	1	1	1
三菱自	广汽三菱	37,984	0	0	38,685	3	1	1	1	2

- (注) 1. 2018年予想のICE車の生産台数は、各社の2016年実績×2018年までの中国乗用車需要全体の伸び率見込みで算出。
 2. 2018年NEV規制の達成に必要なNEV生産台数は、意見徴収案に基づき、PHEVは2クレジット/台、EVは3クレジット/台相当として算出。
 3. 現時点のNEV規制案では、規制対象は年間の生産台数が5万台以上の完成車メーカーとなる見込みであるが、確定されていないことから、上記では中国で現地生産する日系完成車メーカー6社を全て取り上げている。

(資料) 工業和信息化部広報、FOURIN資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部(香港)作成

日系完成車メーカーとしては、NEV 規制の達成に向けて、クレジットを獲得可能な EV、PHEV の生産比率を高めていくとの方向性であることは間違いないとみられる。

但し、EV、PHEV の構成比率のあり方について議論中であったり、NEV 規制の罰則等の行方を見極めるべく、最終的な判断を保留中であるなど、具体的な対応策を練っているものの、現時点では、各社ともに明確な解を見出せていない模様。

また、NEV 規制については、「2018 年時点で新たに投入出来る車種はない上、2020 年であっても、その達成は容易ではない」（完成車メーカー）との声が多く聞かれており、想定を上回る厳しい内容であったと言える。

今後、NEV 規制への対応に遅れを取る完成車メーカーについては、クレジットの購入^(注)を迫られ、収益の下押し圧力となる恐れもあろう。

(注) 罰則については、罰金（クレジットの購入）を見込む声が多いものの、「燃費の悪い車種の生産を抑制させるような罰則になる可能性もある」（完成車メーカー）。

一部の完成車メーカーは「NEV 規制達成のために販売台数を減らす（＝マイナスクレジットとなる ICE 車の生産台数を減らす）」可能性を示唆している上、いずれの完成車メーカーも EV にも注力する姿勢を明らかにしている。

こうした中、日系サプライヤーにとっては、完成車メーカーの車種構成の変化の影響を免れないだけに、日系各社の NEV 規制達成に向けた取り組みの方向性について引き続き情報収集に努める必要があるだろう。

<Appendix. 日系完成車メーカーの 2016 年の販売実績について>

日系完成車メーカー7社が発表した2016年の販売実績をみると、上位4社は減税対象車やSUVの販売好調により前年実績を上回った一方、下位3社はマイナス成長に転じるなど、まだら模様の展開となった（付表）。

《付表：日系完成車メーカーの中国販売台数の動向》

(単位:万台、%)

中国販売台数		2015	2016		
		実績	計画	実績	前年同期比
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	112.3	115	121.4	8.2
ホンダ	小売販売台数	100.6	107	124.8	24.0
日産(注)	輸入車を含む小売販売台数	102.7	108	113.2	10.9
マツダ	輸入車を含む小売販売台数	23.5	n.a.	28.6	21.4
スズキ	小売販売台数	20.0	n.a.	16.8	▲ 16.2
三菱自動車	輸入車を含む小売販売台数	9.0	n.a.	8.3	▲ 7.6
スバル	小売販売台数	4.7	n.a.	4.6	▲ 3.2

(注) 東風日産の数値で商用車を含まない。

(資料) 各社資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部（香港）作成

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 戦略調査部 香港駐在 黒川 徹

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Toru_Kurokawa@hk.mufg.jp



中国人民銀行の昨年来の金融政策運営について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

皆川 温

1 中国経済の現状と金融政策運営の変化について

2016 年の中国の実質 GDP 成長率は前年比+6.7%と 2015 年の+6.9%から小幅に低下し、政府目標「+6.5%~+7.0%」レンジの中間で着地した。しかしながら、公的部門主導のインフラ投資や自動車減税といった財政政策に依存した部分も大きく、実体経済は依然として力強さに欠けるといえる。2016 年 12 月に開催された中央経済工作会议での「穩中求進 (安定成長を維持しつつ前進を求める)」という政策スローガンのとおり、内需主導への構造転換を通じた経済の安定化が中長期的な課題となっている。

こうした中、中国人民銀行 (以下、「PBOC」) の金融政策運営も、2016 年後半より従来の緩和姿勢から変化が生じている。中央経済工作会议においても「穩健中性」、すなわち穩健かつ中立的な金融政策運営が指針として掲げられ、漸進的に引き締め方向への転換が図られている。その背景には、企業部門債務の積み上がり、住宅市場の過熱、人民元安を背景にした資本流出といった中国経済が抱える構造問題がある。5 年ぶりの共産党大会¹ の開催を 2017 年後半に控え、現政権は構造問題の解消に向け、着実に歩を進めていると捉えられる。

本稿では、2016 年以降の PBOC の金融政策運営を振り返り、先行きを展望することとしたい。

2 2016 年の金融政策運営と市場金利動向

まず、昨年の PBOC の動向を振り返ることとする。昨年初より顕著になった金融調節手法の変化を踏まえた上で、具体的な政策運営の状況と市場金利動向を確認する。

(1) 金融調節方法の変化について

PBOC は昨年初から、従来の貸出/預金基準金利および預金準備率操作に代えて、MLF (中期貸出ファシリティー) をはじめとした銀行向け貸出ツールとリバース・レポによる公開市場操作を金融調節の主たる手段として活用している。

銀行向け貸出ツールは 2013 年以降に導入された手法で、個別行の要請に応じて PBOC が裁量的に貸出を行うものであり、従来の伝統的な基準金利や預金準備率による金融調節に比べ以下のようなメリットを有している。すなわち、①市場環境に応じて柔軟に資金供給量を調整できるため、市場へのシグナル効果の大小や持続性を調整しやすい、②銀行からの要請に応じて資金供給を行う制度設計により、個別行の流動性ニーズに合致した資金供給ができる、③マクロ・プルーデンス評価²を充足した銀行にのみ貸出されることから、健全性が不十分と判断された銀行への流動性供給を回避できる、といったメリットがあり、基準金利変更や預金準備率操作による金融調節と比較して柔軟かつ細やかな流動性管理が可能になる。引き締め方向を基本としつつも、リバース・レポと併せて市場環境に応じて適時・適所に資金供給を行うことにより金融システムの安定維持を目指すという足元の政策運営方針にふさわしい手法といえよう。

基準金利変更や預金準備率操作は実体経済に幅広い引き締め効果を長期間に亘って与えること

¹ 党大会においては、最高指導部・政治局常務委員の入れ替えを含めた党人事の大幅な改編が実施される。

² 自己資本比率や不良債権比率により金融機関の健全性をスコアリングする制度。2016 年導入。

から、場合によっては過度な景気減速を助長するリスクを孕んでいるといえる。よって PBOC は、景気の下支えと構造問題の解消に向けた取り組みの間で微妙なバランスをとる運営が求められる中、基準金利や預金準備率に頼る運営には慎重になったものと思料される。

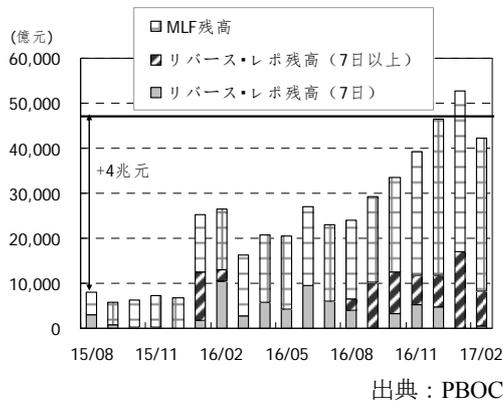
(2) 政策実施動向および金利動向

次に、具体的な政策運営と金利動向を振り返ることとしたい。2016年初から3月にかけての短期金利 (SHIBOR) は、春節に向けたリバース・レポ、MLF による資金供給の急増と預金準備率の引き下げを背景に、緩やかな低下基調となった。以降、一方ではリバース・レポと MLF による流動性供給 (図表 1)、他方では為替市場における人民元買い介入 (市中の人民元資金の吸収) が継続的に実施され (図表 2)、SHIBOR は 3 ヶ月物で変動幅±15bp (2.80~2.95%) のレンジ推移に移行した。

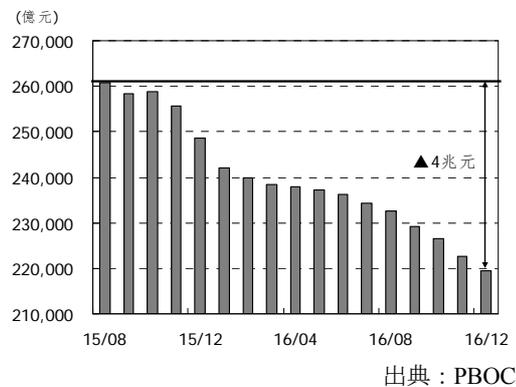
8 月後半、PBOC はリバース・レポの期間長期化による市場金利への働きかけを強化し始めた。すなわち、相対的に利率の低い 7 日間の資金供給に代えて 14 日間、28 日間を増加させることで、銀行の調達コストを引き上げ、市場金利の高め誘導を開始したのである。結果、SHIBOR 3 ヶ月物は 9 月上旬に過去の最低水準 (2.80%近傍) まで下落したのち、上昇基調に転じた。

年末にかけては、①2017年の春節の開始が 1 月下旬と例年より早く、年末と春節前の資金需要が重なったこと、②対米ドルでの人民元安進行が為替介入による流動性吸収の観測を強めたこと、③中央経済工作会議において、銀行の不良債権拡大に伴う金融リスクへの懸念が示されたことなどを背景に、流動性逼迫の観測が強まり、SHIBOR 3 ヶ月物は 12 月中旬に年初来のピーク水準 (3.10%) を超えて上昇を加速させた。一方で長期金利も、外国投資家の債券保有増加を主因に 10 月中旬まで低下基調にあったが、10 月下旬以降は短期金利に足並みを合わせる形で上昇に転じている。

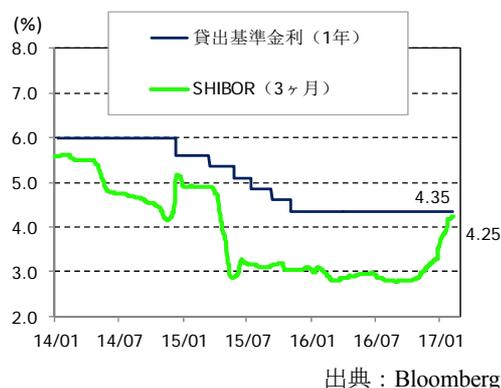
【図表 1】 リバース・レポ、MLF 残高の推移



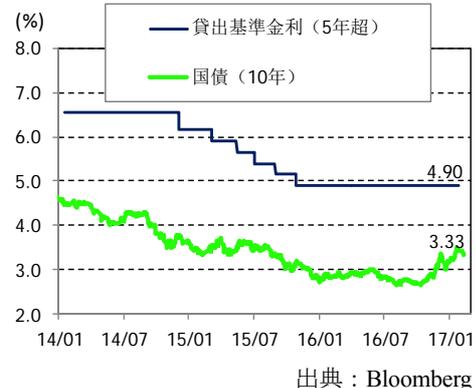
【図表 2】 PBOC 外貨買いポジションの推移



【図表 3】 短期金利の推移 (2/17 時点)



【図表 4】 長期金利の推移 (2/17 時点)



3 2017年入り後の金融政策運営と市場金利動向

2017年に入ると、春節休暇(1/27~2/2)に向けた資金需要増加から短期金利が急ピッチで上昇する中、1月中旬よりPBOCによる大規模な資金供給が行われ、流動性懸念は一服するかに見えた。

しかしその後、PBOCは春節の前後でMLFとリバース・レポの適用金利引き上げを相次ぎ実施し、市場金利の高め誘導をさらに進める姿勢を市場に印象付けた。引き上げ幅は+10bpと小幅ながら、資金供給期間の長期化による間接的な誘導から、金利引き上げによる直接的な誘導への姿勢転換が鮮明になった。更にその後は春節後の資金供給量の減少も重なり、短期金利は上昇を継続している。2月17日時点のSHIBOR3ヶ月物は4.25%近傍まで上昇、期間1年以内の貸出に適用される基準金利4.35%(2015年10月から据え置き)に接近し、昨年の最低水準からの上昇幅は+145bpに達し、同じ期間の米ドルICE LIBOR3ヶ月物の上昇幅+22bpを大幅に上回っている。長期金利も、昨年12月を超える水準に上昇している。

【図表5】MLFおよびリバース・レポの金利引き上げ

実施日	対象	期間	変更前	変更後
2017/1/24	MLF	6ヶ月	2.85%	2.95%
		12ヶ月	3.00%	3.10%
2017/2/3	リバース・レポ	7日	2.25%	2.35%
		14日	2.40%	2.50%
		28日	2.55%	2.65%

4 今後の金融政策の展望

2017年は、5年ぶりの中国共産党大会(開催は秋を予定)を控え、現政権は企業債務の圧縮、住宅市場のソフト・ランディング、過度な資本流出の食い止めといった課題への取り組みについて具体的な実績を示し経済と金融システムの安定確保を目指す1年になると考えられる。そうした中、住宅価格の不安定化や米国政権交代に伴う貿易関係の悪化等のダウンサイドリスクを注視しつつも、PBOCの引き締め姿勢は当面継続し、市場金利には上昇圧力が残存する可能性が高いだろう。一方、上述したMLFやリバース・レポの+10bpsという小幅な利上げにも象徴されるように、PBOCが非常に慎重に政策転換を図っていることも事実である。引き続き、減速局面にある景気の過度な下振れや流動性懸念が金融リスクに転じるような事態は回避すべく、PBOCには難しい舵取りが求められる。

また、先行き人民元安期待を背景とした資本流出の動向もPBOCの政策運営を左右する。足元では昨年の積極的な為替介入や、1月から新たに導入された資本規制³の効果もあって、対米ドルでの人民元安は一服しているが、年前半にも米連銀の追加利上げが予想される中、米ドル高に起因した人民元安と資本流出圧力が再び強まる可能性は十分にある。その際は、米ドルとの金利差を確保し、為替介入や積極的な財政政策と併せて人民元安を和らげるため、市場金利の高め誘導が更に進むと想定される。景気の下支えを優先した低金利維持・人民元安許容から、資本流出の抑制を優先した金利引き上げ・人民元安圧力緩和に政策の重点は既に移行したといえるだろう。

以上

(連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail: atsushi_minagawa@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2976

³ 2017年1月、個人の外貨購入限度額(年間5万米ドル)にかかる管理の強化、および国有企業の外貨資金の人民元への換金を促進する措置を新たに実施。



税務会計: 税関特別監督管理区域の企業への増値税一般納税人資格付与に関するパイロットプログラム

KPMG 中国
税務パートナー
華北地区日系企業サービス
平澤尚子 (Hirasawa Naoko)

国家税務総局、財政部および税関総署は共同で、2016 年 10 月 14 日付けで「税関特別監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット展開に関する公告」(国家税務総局、財政部、税関総署公告 2016 年第 65 号、以下「65 号公告」)を公布し、試行区エリア(昆山総合保税区、蘇州工業園総合保税区、上海松江輸出加工区、河南鄭州輸出加工区、鄭州新鄭総合保税区、重慶西永総合保税区、深圳塩田総合保税区)における企業が増値税一般納税人資格の認定基準を満たした(以下「パイロット企業」)場合に、増値税一般納税人資格を付与することを規定し、パイロット企業の関連する税務上の取り扱いを明確にした。

I 公布背景

中国で 2012 年から開始された「営業税から増値税 (VAT) への移行改革 (以下「営改増」)は、段階的に実施する地域と領域を拡大し、2016 年 5 月 1 日から不動産業、建築業、金融サービス業、保険業、生活サービス業も対象業種に追加され、全業界と全国に適用され、営業税は廃止となった。

しかし、営改増プログラムが全面的に拡大されたにも関わらず、税関の特別監督管理区域内にある企業(以下「域内企業」)は未だに増値税一般納税人資格が付与されていなかった。このため、営改増適用対象業種からサービスを受けた場合、仕入税額を控除できないという問題があった。域内の企業が役務提供に係る控除できない仕入税額を営業原価に計上する項目として下記が挙げられる。

- 工場・建物テナント料：5%或いは 11%
- 支払役務費・サービス料：6%
- 建設・据付費：3%或いは 11%
- 各種保険料：6%
- 荷造運賃：11%

域内企業が区域外の中国企業から購入した貨物は通常保税扱いの状態である(区域外企業は既に輸出還付申告を実施済み)。また、域内企業が生産または加工した製品を区域外の中国企業に販売(又は直販)するタイミングにおいて、区域外の中国企業の輸入貨物として輸入申告を行う。このような、「両頭在内(原材料を国内から調達し完成品も国内で販売する)」という取引の場合、実務上、輸入税(関税など)及び増値税コスト(貨物の還付率と課税率との差額)が発生する。

また、域内企業は現行の中国増値税政策に規制されているため、域内企業が区域外の中国企業から受注する場合でも増値税専用発票を発行することもできずに加工賃などを含む製造費用などの 17%の税金を事実上自ら負担(或いは区域外国内企業に転嫁)しなければならない。これはコストの増加となり、中国市場を開拓する時の競争力も弱まる。さらには区域外の中国国内企業が顧客に区域内で生産・検品テストを経た製品を輸出する場合にも域内企業の現行モデルでは直接輸出することもできない。

上述のとおり、域内企業は一般納税人資格が付与されていないため、増値税控除を行えない。また、現行の税制及び関税法によって域内企業が生産能力と技術力を高めたとしても、前記による中国市場への参入障壁は存在する。このように、域内企業が一般納税人資格を取得できないことにより業務開拓に支障が生じることに鑑み、国務院、税関総署及び税務総局は共同で2015年より「税総函[2015]699号」、「国発[2016]27号」など一連の政策を公布して、区域内の貿易・加工事業者企業に対し、一般納税人資格を付与する取り扱いについて、先行的な調査を実施した。

その結果として、国家税務総局、財政部並びに税関総署は65号公告を公布して、税関特別監督管理区域の企業増値税一般納税人資格認定を試行するため、昆山総合保税区、蘇州工業園総合保税区、上海松江輸出加工区、河南鄭州輸出加工区、鄭州新鄭総合保税区、重慶西永総合保税区、深圳塩田総合保税区を最初のパイロット地域として決定した。なお、特段の定めがない限り、試行対象企業には区域外の関税、増値税、消費税の各規定が適用される。これにより、域内企業は、国内販売及び中国産原材料の購買が便利となり、パイロット企業にとっては、中国国内外の資源や市場を十分に利用して、業務モデルも変更できるため、営改増改革のメリットを十分に享受できると予想される。

II 65号公告の主たる内容

- 試行区域内（昆山総合保税区、蘇州工業園総合保税区、上海松江輸出加工区、河南鄭州輸出加工区、鄭州新鄭総合保税区、重慶西永総合保税区、深圳塩田総合保税区）のパイロット企業に増値税一般納税人資格を付与する。
- パイロット企業が貨物（監督管理区域の他のパイロット企業に販売する貨物を含む）を国内販売する場合、関連規定に基づいて増値税専用発票を発行し、増値税及び消費税について申告・納付できる。
- パイロット企業が区域外から貨物を購入する場合、増値税専用発票を請求して、必要な証憑として、増値税の仕入税額控除又は輸出還付をすることができる。
- パイロット企業の輸入貨物は引き続き保税政策を適用する。国内販売する貨物には保税貨物が含まれるか、又は加工していない保税貨物を区域外に直接販売する場合、区域に入った際の保税貨物の状態に基づき、保税貨物の関税、増値税及び消費税を税関に申告・納付し、かつ関連規定に従って遅延利息を追納する。
- パイロット企業は自社用設備（機械設備、インフラ建設用設備及び事務用品）を輸入する場合、輸入税が一時免除される。上述の一時免除の輸入税は当該自社用設備に関する税関監督管理期間により各年度に配分する。また、企業は毎年末に該当年度の一時免除の輸入税について国内販売比率と国外販売比率によって輸入税額を配分する。そのうち国外販売分の輸入税を免除し、国内販売分の輸入税を追徴する。
- パイロット企業は貨物を輸出する場合、当該貨物が実際に出国されてから税金還付申請できる。

Ⅲ 今後の影響

65号公告に関連する管理弁法及び実施細則は未だに明確になっていない。しかし、これまでの規制の動向や積み重ねてきた実務経験を基に、域内企業の関税及び税務に対する日常管理に影響を与えるであろう事項を下記にまとめた。

パイロットプログラムへの参加の決定

65号公告では、企業は、自主的に増値税一般納税人資格認定のパイロットプログラムを適用することができるかと定めている。パイロットプログラムによる税収政策は従来の区域内の保税政策と異なる。このため、企業は資格認定パイロットプログラムを適用することで生じるメリット（例えば、中国国内シェアの拡大、仕入税額控除可能）と、デメリット（増値税納付によって付加税金が増額、輸出還付申告の際の還付率と適用税率との差額）を十分に比較検討して、このプログラムを適用するか否かを総合的に決定する必要がある。

パイロットプログラムを適用する企業は、税関の監督管理期間内にある免税輸入された自社用設備がある場合、国内外販売の割合に基づいて輸入税金を追納しなければならないことに留意する必要がある。主に「両頭在外（原材料を国外購買し、完成品を国外販売する）」の取引を行っている企業は現行の業務モデルのままのほうが良いという可能性も考えられる。

税関

65号公告によると、パイロットプログラムに参加する域内企業が貨物を輸出する場合、当該貨物が実際に出国（他の規制要件に合致する販売活動を含む）してから、税金還付（又は免除）を申請できる。税務機関は、税関から届いた輸出入貨物通関申告書デジタル版と照合して税金還付（又は免除）の手続きを行う。現在、域内企業が使用している税関の電子手冊（H類）システムに基づく出入国届出リストの管理方法および相応する輸出入貿易モデルでは、国家税務局とデータ交換する場合、電子データは対象外となっている。このため、一般納税人資格を取得した域内企業は、税関の電子手冊（E類）システム（国内企業の加工貿易プロセスに適用される税関電子手冊）が適用されるだろう。しかし、現段階では、パイロットプログラムに参加しない域内企業は、継続してH類電子手冊を適用することになる。

なお、パイロットプログラムを実施した後は非保税貨物であっても税関特別監督管理区域に出し入れすることが可能となる（税務処理上は国内仕入若しくは販売として扱う）。このため、各地の特別監督管理区域の非保税貨物の出入りに対する管理は強化されるだろう。

税関手冊の切り替え

パイロットプログラムの期間内は、保税区域内の保税原材料及び非保税原材料を同時に使用して、かつ一般的な加工貿易方式に基づき輸出製品を生産する場合、税関のH電子手冊（H-type logbook）から、E電子手冊（E-type logbook）へ移行する段階で問題が生じる可能性がある。これに関連する移行への切り替えではテクニカルサポートが必要となる。

税務

一方、域内企業のビジネスモデルは、区域外の中国企業より複雑かつ多様である。このため、パイロットプログラムを実施した後の企業の仕入・販売モデルはさらに複雑になる（課税販売、免税販売、国外販売が並存するなど）可能性がある。このため、域内企業が一般納税人資格を取得した後の上述の税

務関連業務は、増値税リスク及び税務リスクコントロールにおけるコンプライアンス遵守に留意する必要がある。

また、一般納税者に対する管理規制に従い、増値税の虚偽申告、申告漏れを防止するため、域内企業に保稅業務及び非保稅業務の業務勘定、また対応する勘定科目の設定や手冊処理、各種領収書の発行及び税額試算、確定申告などあらゆる面で調整・改善を行い、万全なリスクコントロールシステムを構築して税務コンプライアンスを遵守しなければならない。

タックステクノロジー

域内のパイロット企業は、税務機関による一般納税人企業への増値税に係る内部統制、また増値税のデータ転送や事後管理要求に従い、税務局のデータシステムに増値税に関する正確な資料や情報を開示しなければならない。保稅業務と非保稅業務が共存している場合、重点的に審査される増値税項目は、申告表、資料パッケージ及び取引レベル別の詳細資料である。

また、パイロット企業は、上述の新たな一連の業務環境から内部管理プロセスの設定と管理の規制要求に対応するため、税関及び税務の総合的な管理計画を策定しなければならない。この計画にはパイロット企業の税務事項の詳細なワークプロセスの設計、さらに各内部情報システムデータに増値税管理要求を追加して、増値税一般納税人資格を取得した後の税関及び税務に対する新しい手続による管理上のコンプライアンス要求を満たさなければならない。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

平澤 尚子 (Hirasawa Naoko)

中国北京市東城区中国北京東長安街1号東方広場東2座8楼

Tel : +86-10-8508-7054

E-mail : naoko.hirasawa@kpmg.com

**法務: 中国企業との技術提携の留意点¹**金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇**はじめに**

中国全体の科学技術の水準は著しく上昇し、企業の革新能力はたゆまぬ向上を続けてきた。例えば、2015年に中国が研究開発に投じた費用総額は前年比38.1%増の1兆4千億元で、2010年にドイツ、2013年には日本を抜き、現在ではアメリカに次ぐ世界第2位の研究開発投資国となっている²。また、中国は特許出願件数も急増しており、同じく2015年を例に挙げると、この年に中国国家知的財産局が受理した発明特許出願件数は前年比18.7%増の計110.2万件、5年連続で世界第1位である³。今後は、この件数の量的増加をいかに質的な成長へとつなげていくか、この点が重要かつ長期的な課題となる。

このような動向に加えて、近年中国における人件費の高騰や日中関係悪化などの影響を受けて、日本企業による対中直接投資(現地法人の設立など)の勢いが従前に比べて緩やかになっている中、とりわけ巨大な中国市場を依然としてビジネスの視野に入れる日本企業においては、直接投資ではなく、技術提携といった方法で中国ビジネスを展開するものも少なくない。本稿では、中国企業と技術提携を行う際の問題点や留意点を整理し、対策を提示したい。

1. 中国における技術提携を行う代表的な企業主体

中国において技術提携を行う代表的な企業主体としては、国有企業、私営企業、外資企業が挙げられる。「企業登記類型の区分に関する規定の調整通知」⁴は、国有企業、私営企業、外資企業の定義規定をそれぞれ定めているが、理解の便に資するため、本稿においては、国有企業とは「政府又はその代表者が行う出資によって設立され、政府又はその代表者が支配権を有する企業又は会社」、私営企業とは「政府又はその代表者以外の自然人、組織、企業が行う出資によって設立され、その出資者において支配権を有する企業又は会社」、外資企業とは「中国以外の自然人、組織、企業が中国において行う投資によって設立され、これらの外国投資者において支配権を有する企業又は会社」をいうものとする。

2. 中国企業との提携における一般的な注意点**(1) 提携先の基本情報**

中国では、取引相手が華やかなオフィス街に会社を構え、メディアでもたびたび宣伝されていることから優良企業と信じていたところ、契約締結後にその履行能力の欠如が判明したといった事例が少なくない。それゆえ、中国企業との新規取引に際しては、その基本情報、資産状況、信用情報などを収集し、相手方の実情を的確に把握することが重要となる。

¹ 本稿は、中国大陸地区において日本企業が委託者、実行許諾者として中国企業と行う技術提携について主に論ずるものであり、中国企業の中国大陸地区外における日本企業との技術提携に関する内容は含まない。

² 2016年9月13日、〈<http://business.sohu.com/20160309/n439866107.shtml>〉において確認。

³ 2016年9月13日、〈<http://www.sipo.gov.cn/twzb/2015ndzygztjsj/>〉において確認。

⁴ 国統字〔2011〕86号、2011年9月30日施行。

特に、共同開発・技術提携に関する取引においては、各種のリスクを回避しつつ円滑にそれを完遂へと導くため、基本的な企業情報のみならず、取引相手の経営力・技術力、得意分野、知財ポリシー、係争中の紛争などの重要情報を事前に確認することが望まれる。さらに、高額取引の場合や、特許権が唯一の重要資産である場合においては、当該特許の有効性、未公表の紛争の有無、権利制限の存否など、高度な専門知識を有した経験豊富な弁理士、弁護士などに依頼して、技術、法務、財務などの観点から深く調査、検討を行うことが必要となろう。

(2) 中国法上の強行法規

大部分の契約内容は当事者の自由な意思に基づく合意によってそれを決定しうるが、社会の公共利益を害し、あるいは中国の法律、行政法規に定める強行法規に反する契約内容は無効となる⁵。長期にわたり技術開発能力が不足していた中国企業は多くの先進技術を外国に頼り、導入された先進技術に関し経験を蓄積する必要があったため、政府は技術提携に関し国内企業保護政策を強化してきた。それゆえ、中国の法令には、技術提携において外国から技術を導入する国内企業を一時的に保護する条項⁶が多く、これらの規定によって契約内容が無効となり又は一定の義務を負うことに特に注意しなければならない。

(3) 契約書の重要条項

契約法 12 条は契約の基本条項⁷を定めるが、その条項のすべてが必要となるわけではなく、契約の必要条項は、法律⁸、契約の性質⁹のほか、当事者間の合意¹⁰などにより決せられる。また、必要な条項が完備した技術関係契約とするため、契約法 324 条¹¹に掲げられた事項も必要となる。

技術提携に関する契約には、契約一般において必要となる条項以外に、技術提携の具体的な性質に基づく個別化条項を補充的に定めなければならない。例えば、特許許諾契約においては、許諾する地域・期間・権利、技術革新、特許無効時の費用の扱い、不問条項など、また、技術開発契約においては、開発失敗の判定基準と危険負担、権利の帰属、技術革新等に関する条項が極めて重要となるが、これらは当事者双方の権利義務に影響する。

⁵ 契約法 52 条 4 項・5 項、涉外民事関係法律適用法 4 条、『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用における若干の問題に関する解釈 (一) 10 条、11 条等参照。

⁶ 契約法 329 条、技術輸出入管理条例 29 条、「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」10 条、技術輸出入管理条例 24 条 3 項等参照。

⁷ 契約法 12 条は、(1) 当事者の名称又は氏名、住所、(2) 目的、(3) 数量、(4) 品質、(5) 代金又は報酬、(6) 履行期限、場所及び方式、(7) 違約責任、(8) 紛争の解決方法を定める。

⁸ 例えば、契約法 197 条 2 項は、借款契約には「貨幣の種類」を定めなければならないとしている。

⁹ 例えば、対価条項は、販売契約の必須条項ではあるが、贈与契約にとってそのような意味をもたない。

¹⁰ 例えば、販売契約において納品場所が指定された場合、当該納品場所に定める条項が必須条項となる。

¹¹ 契約法 324 条は、「技術契約の内容は、当事者が契約に定め、通常、次に掲げる条項を定める。

- (1) 事業名称
- (2) 目的物の内容、範囲及び条件
- (3) 履行に関する計画、進捗、期間、場所、地域及び方法
- (4) 技術情報及び資料の秘密保持
- (5) 危険責任の負担
- (6) 技術的成果の帰属及び収益の分配方法
- (7) 検収の基準及び方法
- (8) 代金、報酬又は使用料及びその支払方法
- (9) 違約金又は損害賠償の計算方法
- (10) 紛争解決の方法
- (11) 名詞及び専門用語の解釈」と定める。

(4) 秘密保持 (技術関連契約)

契約法 347 条後段は、技術秘密譲渡契約の譲渡人の守秘義務を明確に定め、譲渡者が譲渡対象の技術を第三者に漏洩することを防止しようとしている。他方、同契約の譲受人は、同法 348 条、350 条に基づく守秘義務のほか、譲渡者から提供された技術の未公開部分に対し、契約に定める範囲、期限に従って守秘義務を負うものとされている¹²。この秘密保持条項は、技術提携の分野において幅広く利用される不可欠の基本条項である。

(5) 準拠法、紛争解決

日本企業と中国企業間の契約は涉外契約となり、契約紛争の処理に適用する準拠法を選択することができる¹³。

また、紛争解決の方法は、訴訟よりも強制執行の容易な仲裁が利用されることが多い。その場合には、有効な仲裁条項を契約において明確に定めておくことが最重要となる。また、外国で下された仲裁判断であっても、ニューヨーク条約加盟国のものであれば、人民法院 (裁判所) の所定の手続を経ることにより、中国においてそれを執行することができる。

(6) 不問条項

不問条項とは、特許の被許諾者に対し当該特許の有効性について無効宣告を主張することを禁ずる規定をいう。この条項自体は特許権の安定を維持する機能を有し¹⁴、国際的な特許許諾実務においても普遍的に見受けられるが、中国の法令はこのような条項に対して否定的な態度を示している。例えば、「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」10 条¹⁵は、この不問条項をして、契約法 329 条に定める「不法な技術の独占、技術の進歩の妨害」の範囲にあるものと定めるほか、対外貿易法¹⁶、「知的財産権の濫用による競争排除制限行為の禁止に関する規定」¹⁷にも同旨の規定がある。したがって、この不問条項を定めるときは、法令の定めを逸脱しない範囲で契約条項の内容を調整し、被許諾者に特許無効の主張をさせないよう対処する必要がある。

¹² これについては、技術輸出入管理条例 26 条にも同旨の規定がある。

¹³ 契約法 126 条 1 項、涉外民事関係法律適用法 3 条、「『涉外民事関係法律適用法』の適用における若干の問題に関する解釈 (一)」1 条、6 条。ただし、中国国内で履行される中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約、外商独資企業出資持分譲渡契約等は中国法によらなければならない (契約法 126 条 2 項)。

¹⁴ 特許権者は、許諾により被許諾者に係争特許権を許諾した後、被許諾者に対し大量の関連する技術情報を開示する必要があり、被許諾者に製造に関する指導をしなくてはならない。したがって、被許諾者は、関連案件の特許権の不足部分等をはじめ、全方面で係争特許権に通じることとなる。被許諾者による係争特許権の無効の主張を放任すると、係争特許権は長期的に不安定な状態となり、特許権の広範囲にわたる応用の妨害につながる。

¹⁵ (6) 技術の受入者が契約の目的技術の知的財産権の有効性に異議を唱えることを禁止し、又は異議の申立て条件を付すること。

¹⁶ 同法 30 条は、「知的財産権の権利者に、被許諾者が許諾契約における知的財産権の有効性に疑義を呈することを阻止し、強制的包括許諾を行い、許諾契約に排他的反対授權条件を定める等の行為のいずれかがある場合であって、対外貿易の公平な競争秩序を脅かすときは、國務院対外貿易主管部門は、その被害を除去するために必要な措置を講ずることができる」と定める。

¹⁷ 同法 10 条は、「市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使の過程において次に掲げる競争の排除、制限など不合理な制限条件を付する行為をしてはならない。…… (2) 取引の相手方がその知的財産権の有効性について疑義を質すことを禁止すること」と定める。

3. 日本企業現地法人の技術提携における注意点—職務発明を一例に

中国現地法人の技術員の革新研究開発能力が向上するにつれ、ますます多くの日本企業が中国に研究開発拠点を設立し、あるいは研究開発業務を中国に移転して、現地法人との共同開発、現地法人への開発委託を通じ、技術の革新を図っているが、一般に、このような現地法人は日本企業が支配する子会社ないし関連会社であるため、日本企業・現地法人間で締結した研究開発契約においては、技術成果が日本企業に帰属し、日本企業において特許出願をし、日本企業が現地法人に形式的な一定額の対価を支払い、現地法人に技術成果の使用を許諾する内容が定められることが多い。しかし、このような約定には、法的リスクが潜む。

例えば、現地法人の技術員が日本企業とその現地法人との技術提携に主要な研究員として参加し、中心的な役割を果たした場合、一般的な中国企業であれば、当該技術員に職務発明に対する合理的な奨励報酬が支払われるところ、日本企業とその現地法人との技術提携においては、日本企業がその技術成果を取得するものとされていると、職務発明について合理的な奨励報酬を得る当該従業員の権利の侵害が考えられる。

このような事例は、実際に裁判で争われている。某技術員が外国企業 X 社の中国現地法人 Y 有限公司、Z 有限公司等を訴えた職務発明奨励報酬に関する事件は、発明者の所属する会社が技術成果について特許出願をせず、その譲渡を受けた関連会社が特許出願をし、発明者たる技術員は自己の所属する会社に奨励報酬の支払を求めたケースであったが、人民法院は、この技術員の主張を認め、「X 社、Y 有限公司、Z 有限公司は関連会社であるが、これら 3 社は協定により知的財産権に対し「中央集権」的な管理方法を採用し、Y 有限公司が得た知的財産権は実際には Z 有限公司に移転され、……X 社とその関連会社との契約により、本件発明は Z 有限公司において特許の出願をし、その権利を得たが、発明者への報酬に関する特許法の規定は、発明者に同人において取得すべき労働報酬を与えることを趣旨とする規定であって、報酬を得る権利は多国籍企業内部の協定によって害されてはならないゆえ、Y 有限公司は本件発明の特許権者ではないとしても、本件従業員の使用者であり、原告に対して職務発明報酬を支払わなければならない」と判示した。

また、この裁判では、発明者の所属する会社に職務発明に関する規定がない場合、職務発明の奨励報酬額をどのように確定するかについても人民法院の判断が示され、「計算の根拠となる各種の数値は、例えば年間売上高、製品係数、特許分配係数、発明者分配係数などいずれも不明確であって、……Y 有限公司が本件発明の権利を Z 有限公司に移転して得た対価、本件発明特許の実行により得た利益、特許権者が対外的な許諾により得た使用料などを明らかにすることも困難であり、このように、職務発明の報酬の計算に関する双方の主張をいずれも採用し難い状況下においては、すべての事情を総合的に勘案のうえ、Z 有限公司が本件従業員に対して支払うべき職務発明の報酬を 20 万元と認定した原審の判断は、本院においても、法に違反するものではないと認める」との判示がなされた。

以上のように、人民法院は、職務発明の奨励報酬を支払う主体が、その金額を判断するにあたり、発明の成果につき特許の出願さえなされていれば、その出願をしたのが発明者の所属する会社であったか、それとも発明者の所属単位から譲渡を受けた他社であったかを問わず、発明者の所属単位において職務発明奨励金の支払義務を負うものとしている。譲渡を受けた他社が特許の出願をした場合であって、この他社と発明者の所属単位との間に関連関係が存在し、発明者の所属単位が職務発明奨励報酬に関する各種の数値を十分に立証しえないときは、発明者が奨励報酬を得られない事態を回避して同人の利益を保護するため、人民法院が証拠の真実性、合法性の観点から検討し、事情を斟酌のうえ職務発明の奨励報酬額を確定する可能性が高いと思われるゆえ、この点に注意すべきである。

日本企業においては、このようなリスクの軽減のため、その現地法人との研究開発契約に研究開発、特許許諾の費用を合理的に定めることが望まれる。また、職務発明に関する現地法人の社内規則を適宜調整し、職務発明の奨励報酬を適切な範囲にとどめなければならない。

4. 私営企業との技術提携における注意点

外資企業が私営企業と共同で技術開発、生産委託を行う際には、事前に必要な契約を締結して情報・資料を適切に管理し、約定に従い技術成果の特許出願を適時に行うことによって、私営企業側の独断的な先行登録のために権利を奪われ、権利保護を行えない事態の発生を防ぐ必要がある。

中小の外資企業には、私営企業に製品の生産を委託しているところも多く、この製品生産の過程では、顧客の細かな要求に基づき、双方が深く研究し実験を繰り返すことで、現有技術に基づく改良の成果が得られることもある。このような場合、企業は契約によりその帰属を定めようとするが、当該改良成果の特許出願に間に合わず、提携先の私営企業が独断でその出願手続をしてしまう事例が発生している。さらには、その改良成果は自社に属するとして、私営企業によるその使用を差し止めようとした外資企業が立証に失敗し、自社の権利であることを主張できない状況さえあり、提携先の私営企業により権利侵害の訴えを提起される事態に発展することもあるため、注意を要する。

例えば、特許権帰属をめぐる外資企業と私営企業との紛争として、外資企業 A 社が私営企業 B 社に対し A 社の図面に基づき道具棚の製造を委託する契約が締結され、A 社はこれに基づき製品設計図 7 部をファクシミリで B 社に送信したが、A 社提供の図面と自社の寸法調整図に基づき道具棚の生産・販売を行った B 社が、その後間もなく当該製品をもって意匠権の出願を行い、特許の権利を取得したという事件において、人民法院は、当該特許が委託者たる外資企業 A 社に属するとの判断を示した。

人民法院の最終的な認定からすると、B 社のファクシミリ番号、送信日、A 社の著作権声明が記載されたファクシミリ送信文書の原本、A 社の設計図に基づき道具棚を製造することを定めた両社間の契約書、別件において B 社が発した B 社製品関連図面が A 社に由来することを認める B 社の正式文書を A 社が提出したことから、A 社の勝訴が導かれた。また、本件特許の設計構造、過程など詳細について B 社が説明できなかったことも、A 社勝訴の一因となった。人民法院は、これらの事実の一貫性から、B 社が A 社の設計図を入手し使用したものと認定した。

この事件のように、現状において、中小の私営企業は、研究開発の能力が低く、違約を犯してもそれほどの経済的な痛手を受けないことから、外資企業との提携終了後、あるいはその他の時機を狙って、提携に際し開示された技術、提携により得られた技術改良の特許出願を行い、自社のものとしてしまうことが大いに懸念される。本件における両社の提携は期間が短く、基本的な事実も明確であったほか、A 社において適切に保管された重要文書をもって事実が証明された一方、B 社においては自社が設計したとの事実を証明しえなかったことから、A 社の勝訴となった。しかし、提携の期間が長く、技術改良の順序が不明確であり、文書の保管が劣悪で関連する技術の経緯、帰属を説明できなかった場合、あるいは文書は保管されていても、技術改良の事実を明らかにできなかった場合であれば、A 社側が劣勢な立場にあったものと考えられる。

おわりに

中国経済がいわゆる新常态の段階に入った今日、中央政府は、科学技術の革新が産業の高次化、経済発展の推進において果たす積極的な機能を重視し、イノベーション主導型発展戦略を掲げると同時に、研究開発資金の投入、優遇政策の実行によって科学研究に携わる人々の意欲向上を図り、立法において知的財産権を保護するとともに、技術成果の転化を便宜化することで、企業の提携を推奨してきた。企業側においても、政府の推進策、技術への希求に後押しされ、極めて積極的に取り組んできた。

将来の中国における技術開発提携はさらに活発化するものと予測され、中国企業と技術提携を行う過程で、日系企業は過度に楽観的であってはならないが、慎重になりすぎる必要もない。中国の発展・変化は急速で、各地の事情はそれぞれ大きく異なり、規則の適用は柔軟性に富み、企業のレベルも一律でないことから、国際的な技術提携において経験豊かな日系企業といえども、楽観的になるあまり、潜在していた危険に直面することも考えられる。また、中国の各種主体との技術提携には幾多のリスクがあるとはいえ、日系企業は過度に恐れる必要はなく、法令、国・地方の政策、各地の実務運用を十分に活用し、弁理士・弁護士など専門家に支援を求めることにより、リスクを最大限に抑え、相互の利益を実現することが可能となる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ニューヨーク・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田區中心4路1号 嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
廣州支店 廣州南沙出張所	廣州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 廣州市南沙区港前大道南162号 廣州南沙香港中華總商會大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号 廣融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術產業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。